

設置の趣旨等を記載した書類

ア 設置の趣旨及び必要性

大分県は、彫刻の朝倉文夫、絵画の福田平八郎、高山辰雄、音楽の滝廉太郎など、全国に誇る人材を数多く輩出してきた。こうした歴史と風土のなかで醸成された、県民の芸術に対する渴望と情熱が実を結び、「大分県立芸術短期大学」は、全国唯一の公立芸術短期大学として昭和 36 年 4 月に開学した。昭和 34 年 4 月に設置された大分県立別府緑丘高等学校（現大分県立芸術緑丘高等学校）の専攻科からの昇格であったため、施設は高等学校の敷地を借用して建設され、図書館とグラウンドは共用であった。大分県立別府緑丘高等学校は昭和 40 年 4 月、県教育委員会所管のまま、本学の附属高校となった。しかし、校舎、校地とも狭隘であったため、昭和 50 年 4 月に新築移転し、昭和 55 年 12 月には高等学校も本学構内に新築移転した。平成 18 年 4 月、本学の法人化に伴い、附属高等学校としての大分県立芸術緑丘高等学校との関係は解消したものの、高大連携協定を結び、相互交流を深めている。

開学当初は、美術科と音楽科の 2 学科で構成されていたが、昭和 54 年、美術科を美術専攻とデザイン専攻、生活芸術専攻、音楽科を声楽専攻と器楽専攻とに区分し、専攻ごとにきめ細かな指導を行える体制を整えた。また、学生の強い創作意欲や新しい芸術的感性を求める時代の要請に応えるために、美術専攻科と音楽専攻科を設置した。この専攻科は、平成 19 年 4 月に、4 年制大学と同じ学位「学士（芸術学）」取得が可能となる大学評価・学位授与機構の認定を受け、平成 21 年 3 月には新しい専攻科第 1 期の修了生を出し、開学以来、初の「学士」が誕生した。美術科と音楽科の卒業生には、画家、デザイナー、声楽家、演奏家として全国的に活躍する者も多く、芸術を担う人材の育成と地域文化の振興に寄与している。

さらに平成 4 年、国際化や情報化などの社会的変化に対応し、豊かな地域社会を創造する人材を育成するため、国際文化学科、コミュニケーション学科（平成 15 年度に情報コミュニケーション学科に改称）の人文系 2 学科を増設、校名を「大分県立芸術文化短期大学」とした。卒業生は、官公庁や企業、各種団体など、広く地域社会で活躍している。最近では、卒業後に 4 年制大学に編入して勉学を続ける学生も増えている。

以上のように、芸術系と人文系の 4 学科から構成された本学は、両系の特徴を活かしつつ、「幅広い教養及び優れた技能を有する人間性豊かな人材を育成し、もって芸術の創造、文化の進展及び地域社会の発展に寄与する」ことを教育目的として地域の教育の一翼を担ってきた。そして近年、少子化や受験生の志向の多様化など、短期大学を取り巻く環境は厳しくなり、本学の魅力を一層高めるために、平成 18 年 4 月に運営主体を「公立大学法人大分県立芸術文化短期大学」とし、自らの意思と判断で運営を行っていくことにした。

芸術文化教育に対する地域社会からの期待は大きく、特に法人化後は、教育研究の成果を地域社会に還元する社会貢献を大学の使命として前面に打ち出し、小・中・高校生や県民一般を対象にした公開講座・イベント等を次々と実施している。毎年10月から12月にかけて多彩なイベントを展開する「芸短フェスタ」は県民にも馴染みになっている。平成21年度の公開講座・イベントの実施数は48、参加者数は延べ1万人を超えた。

本学との相互連携を求める自治体、教育機関等とは協力協定を締結しており、3自治体、2高等学校、6海外大学、5団体の計16団体に上っている。このうち、竹田市との連携協定に基づき、平成22年4月、同市内の廃校となっていた小学校を「芸文短大竹田キャンパス」として開設し、新たな芸術文化の拠点とした。また地域貢献・社会貢献活動を学生の「ナラティブ能力育成」に生かす本学の試みは、平成21年度大学教育・学生支援推進事業（文部科学省）に採択されている。

以上のような沿革を持つ本学では、「芸術及び文化に関する専門の学芸の教授研究を通じて、幅広い教養及び優れた技能を有する人間性豊かな人材を育成し、もって芸術の創造、文化の進展及び地域社会の発展に寄与すること」を目的とし、さらに(1)県内唯一の公立大学法人短期大学として県民の要望と期待に応える高等教育を推進すること、(2)学生の個性を尊重するとともに、知性と感性の調和した人間性を涵養する教育を推進すること、(3)芸術・文化の専門教育を重視するとともに、幅広い見識と総合的な判断力を備えた教養人を育成すること、(4)九州・中国・四国地区を含めた文化圏の中心に位置することから、その圏内における芸術・文化の教育を担うこと、(5)開かれた大学として県民の生涯学習・リカレント教育を担うこと、をその教育理念としている。

国際総合学科の前身である、平成4年設置の国際文化学科は、国際化、情報化に対応した教育を要望する地域の声に応じ、「国際社会の中で、自国のみならず異文化に対する理解を深めつつ、広い視野から物事をとらえ、主体的に行動し、豊かな発想や新たな価値観を創造できる人間性豊かな人材を育成する」ことを目的に据えた教育を行い、数多くの優秀な卒業生を輩出してきた。しかし、有形無形の文化を対象としたねばり強い思考、外国語能力の向上、歴史的な資料や文学作品の解読など、これまで短期大学でも提供してきた教育内容を求める学生は、次第に4年制大学を志望するように変化している。そして、短期大学では、卒業後のキャリアを見据え、明確なプログラムを有する教育課程ならびに社会人基礎力の養成が求められるようになり、早急に、2年間の教育課程に実践的にキャリア意識を形成する内容を盛り込む必要が生じてきた。

具体的には、短期大学在学中にどのような資格が取得でき、また課程での学習がどのような進路につながっていくのかを明確に学生に提示し、各期で学生が自らの成長を実感できるような体系的な教育課程の構築が、これからの短期大学には求められる。短期大学に入学してくる学生に対して、学べる内容と卒業後の進路を明確に関連づけることで、育てようとする人材像を具体的に伝えられ、より実践性を重視した教育を行うことが重要である。

今後ますます進む国際化の流れを見据えると、諸外国に対する理解を深め、実効性のある国際交流を推進するとともに、確固とした国際関係を構築していくことが我が国には求められている。このような国家的・社会的ニーズに適合した人材を育成することの重要性は、ますます増大している。こうした人材の育成は、日本国外で実践する交流に限られるものではなく、日本国内の諸地域において外国からの人々を迎え入れる側にとっても極めて重要である。真の国際交流を実践していくためには、異なる国・地域の人々の生活や考え方、価値観などを理解し、また歴史や文化、言語に加えて、政治や経済、産業などの面から多角的にアプローチする教育内容が求められる。さらに、習得した知識を、実社会でどのように活かすことができるかを、具体的かつ実践的に示せる教育を行うことも必要不可欠である。

大分県は、地理的に近いアジア、特に韓国と中国との関係が密接である。また都道府県人口に対する留学生の割合が全国第一位であり、大分県は今後アジア地域との連携を一層強化していく予定である。そうした中、県内唯一の公立短期大学に属する本学科が、「国際的視野と行動力を備えた国際人」、「世界の動きを見つめ、地域社会で活躍する国際人」を養成し、地元企業や観光産業に貢献することの意義は極めて大きいと考えられる。

以上を踏まえた上で、職業人として身につけるべき基礎力と国際感覚を養う「現代教養」の基盤上に、外国語による実践的コミュニケーション能力を養成する「国際コミュニケーションコース」、観光業に関するマネジメントや実務を学ぶ「観光マネジメントコース」、企業人として求められる即戦力としてのスキルや企画力を身につける「現代キャリアコース」の3コースを設け、専門性と実践性に裏打ちされた職業人を育成することを目的として、「国際総合学科」を設置することとした。

(1)養成する人材像

国際総合学科は、「国際」という語が示すように、国際化の時代に柔軟に対応できる人材の養成を基本に考えている。仮に日本国内で就業した場合でも、常にグローバルな視点から社会の動向を見、それを社会における自らの活動に活かせるということが重要である。

さらに、「国際人」としての教養教育の上に、外国語によるコミュニケーション能力の向上や、観光分野における豊富な知識とアイデアの獲得、ビジネスの現場で求められる専門的知識や実践的能力を重視した教育を行うことにより、専門性と実践性を兼ね備えた職業人の養成を目指すものである。特に、観光立県を標榜する大分県にとって、観光は中心的産業であり、観光に関する専門的知識と実践力を兼ね備えた人材を養成する重要性は大であると考えられる。またアジア、特に韓国や中国との関係は、地元企業にとっても重要であり、韓国語や中国語によるコミュニケーション能力を有する人材への需要は大きい。また、「働く」ことのもつ意義や創造性を理解することで、自己の可能性を追求する手段としての職業に対する意識を高め、職場や組織内で積極的に行動し、問題点を発見できる人材も求められている。

そこで本学科では、自国のみならず様々な国に関しても知識や理解を持つグローバルな視点と、新たな発想力や行動力を併せ持った、即戦力として活躍できる人材の養成を教育の目的とする。

(2)卒業後の進路と企業からのニーズ

表①は、平成 19 年度から 23 年度にかけての、国際文化学科卒業生の就職希望者の内定率を示すものである。

表① 国際文化学科内定者数と内定率

年度	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23
就職者	65 名	52 名	73 名	79 名	65 名
内定率	86%	81%	90%	93%	90%

国際総合学科の設置によって、カリキュラムの中に 3 つのコースが設定され、各コースにおいて専門的・実践的な教育を行う。これは、企業側のニーズに応えるものとなっている。表②は、平成 20 年度から 21 年度にかけて実施した、企業への「本学卒業生に関するアンケート調査」のうち、「本学卒業生のイメージ・印象」を尋ねた結果である。

表② 本学卒業生のイメージ・印象

イメージ・印象の項目	平均点	SD	度数
誠実さがある	4.04	0.56	51
責任感がある	3.86	0.53	51
正しい言葉づかいができる	3.74	0.75	50
礼儀作法が身についている	3.65	0.74	51
社交的である	3.63	0.75	51
根気強い	3.61	0.64	51
積極的である	3.49	0.74	49
個性的である	3.33	0.74	51
リーダーシップがある	3.12	0.62	51

この表からわかるように、本学の学生は主体性や積極性にやや欠けているというイメージを企業から持たれていると考えられる。そこで、専門的な教育により自らの知識、技能に自信を持ち、積極的に業務に関わるような、また適切に状況を把握して、それに応じた柔軟な対応ができるような人材をこそ企業は求めていると考え、そのニーズに応えるべく新たな教育課程を設定した。

本学科卒業生の具体的な進路としては、次の3つが考えられる。

①一般企業への就職

本学科では、学科の専門科目カリキュラムの中に、「国際コミュニケーションコース」「観光マネジメントコース」「現代キャリアコース」の3つのコースを設け、1年次後期に学生にいずれかのコースを選択させ、それぞれのコースにおいて、卒業後の仕事に活かせる実践的な教育を行う。

国際コミュニケーションコースで、英語・フランス語・中国語・韓国語いずれかでの実践的なコミュニケーション能力を高めた学生は、外資系企業や観光関連など、外国語能力が必要とされる企業への就職が想定される。

観光マネジメントコースで、観光学などの観光関連分野を学び、演習科目などで実践力を身につけた学生は、旅行業、ホテル・旅館業、旅客運輸業など、観光関連業種を中心とした一般企業への就職が想定される。

現代キャリアコースで、企業人として求められる即戦力としてのスキルや企画力を身につけた学生は、金融・販売をはじめとする一般企業への就職が想定される。

②4年制大学への編入学

現代教養科目群で、基礎的な教養を学ぶとともに、各コースでの学習を通じ、専門性をさらに高めることを意識した学生は、4年制大学への編入学という進路が想定される。進学先の学科としては、外国語学部や文学部、経済学部、観光学部などが考えられる。

③海外留学・ボランティア

国際コミュニケーションコースで、英語・フランス語・中国語・韓国語いずれかでの実践的なコミュニケーション能力を高めるとともに、国際関係論や国際ボランティア論など国際関係学の講義を通して、海外でのさらなる勉学やボランティア活動に対する意識を高めた学生には、海外の大学での留学、各種NPOを通じての海外ボランティア活動といった進路が想定される。

(3)学生確保の見通しと学生からのニーズ

①外国語科目の受講状況

本学4学科の学生は、選択必修科目として、共通教育・外国語科目として開講されている7か国語(英語、フランス語、ドイツ語、ポルトガル語、イタリア語、中国語、韓国語)、IA、IBを必ず受講することになっている。次の表は、平成19年度から24年度までの、本学学生の外国語IA受講者の推移である。

表③ 外国語IA受講者数

	英語	フランス語	ドイツ語	ポルトガル語	イタリア語	中国語	韓国語
平成19年	178	125	83	18	51	64	45

平成 20 年	230	120	100	34	70	64	44
平成 21 年	241	86	75	8	35	104	79
平成 22 年	240	53	87	10	38	99	124
平成 23 年	188	55	77	8	10	85	117
平成 24 年	192	63	83	12	16	47	113

英語の選択者が多いのはもちろんだが、その他ヨーロッパ系の言語では、声楽コースの学生を中心に音楽科学生が多く受講しているドイツ語を除けば、かなりの人数がフランス語を受講している。また、アジア系の言語についても、中国語・韓国語は根強い人気がある。この数字を踏まえ、国際コミュニケーションコースでは、英語、フランス語、中国語、韓国語の 4 か国語のいずれかを集中的に学習するカリキュラムとした。これらの語学に関心のある高校生の国際総合学科への入学が想定される。

②大分県における観光振興への取り組み

本学の位置する大分県は、温泉などの観光資源が豊かであり、湯布院、別府など全国的にも有名な観光地を有し、またグリーンツーリズムやエコツーリズムなど観光と地域活性化を連関させた試みも行われている。大分県が策定した「大分県ツーリズム戦略の概要」(添付資料①)に見られるように、現在、大分県は官民一体となつての観光振興に取り組んでおり、将来的には観光産業の発展とそれによる経済効果が見込まれる。

また、「平成 24 年度インターンシップ受け入れ企業・団体一覧」(添付資料②)に見られるように、インターンシップの受入先企業という形で、地元旅行業や旅館・ホテルから協力をいただいております、本学学生が採用される場合も少なくない。

このように、大分県における観光振興の取り組みによる観光関連産業の発展と、それに伴う雇用の創出が期待されるという点とこれまでのインターンシップの取り組みから判断して、観光関連産業への就職を希望する高校生が本学科へ入学することが想定される。

③商業系資格取得者の優遇

簿記や情報処理などについて、既に高等学校で学び、関連資格を取得している学生も多い。商業系高等学校から国際文化学科へ入学を希望する者は年々増加傾向にあった。そこで、高等学校で取得した資格・技能を、引き続き本学科の教育課程で活かせるよう、平成 25 年度推薦入学試験の特別推薦では、推薦要件に日商簿記検定などの資格取得を新たに加えることとした。それにより、資格・技能を持った高校生の本学科への入学が想定されるのみならず、そのような学生の存在は他の学生への良い刺激となり、学科全体の就職率の向上も期待できる。

④国際文化学科の定員充足状況と新学科設置による定員確保の見通し

表④は、平成 20 年度～平成 24 年度の国際文化学科における入学者数である。

表④ 国際文化学科入学者数

年度	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24
定員数	100	100	100	100	100
入学者数	108	138	127	89	86

このように、平成 22 年度入学生までは、定員を若干超える状況が続いていたが、平成 23 年度、24 年度入学生は、定員を 1 割ほど割り込むようになったため、時代に対応したカリキュラムの提供など、国際文化学科の教育内容を抜本的に見直す作業を行った。その結果、それまでの国際文化学科の教育課程を継承・発展させた現代教養と、国際コミュニケーションコース、現代キャリアコースに、観光マネジメントコースを設置することによって、定員の確保は可能であると結論付けるに至った。

イ 学科の特色

中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」の提言する「高等教育の多様な機能と個性・特色の明確化」によれば、「新時代の高等教育は、全体として多様化して学習者の様々な需要に的確に対応するため、大学・短期大学、高等専門学校、専門学校が各学校種ごとにそれぞれの位置付けや期待される役割・機能を十分に踏まえた教育や研究を展開するとともに、各学校種においては、個々の学校が個性・特色を一層明確にしていかなければならない」とあり、大学の機能として、①世界的研究・教育拠点、②高度専門職業人養成、③幅広い職業人養成、④総合的教養教育、⑤特定の専門的分野(芸術、体育等)の教育・研究、⑥地域の生涯学習機会の拠点、⑦社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)が例として挙げられている。

これまでの国際文化学科では、③幅広い職業人養成、および④総合的教養教育という機能に比重を置いていたが、地方の公立短期大学という性格を踏まえ、②高度専門職業人養成、⑦社会貢献機能(地域貢献、産学官連携、国際交流等)の機能に比重をシフトすることによって、「職業人を生み出し地域に貢献する短期大学」としての位置付けを明確化することにした。

国際総合学科のカリキュラム構成では、まず共通教育科目および専門教育科目の現代教養科目において、現代に生きる職業人の基盤となる一般常識・教養と、芸術・文化を理解する心を身につける。

その一方で、1 年次後期より、国際コミュニケーションコース、観光マネジメントコース、現代キャリアコースのいずれかを選択して履修し、具体的なキャリア形成をはかることで、卒業後の進路につなげる。国際コミュニケーションコースでは、外国語によるコミュニケーション能力を高めるとともに、実践的教育を通じて、国際社会に貢献できる人材を育成する。観光マネジメントコースでは、観光学関連の科目や経営・マネジメントに関する科目など実務に役立つ教育を通して、「観光立県」大分に貢献できる人材を育成する。現代キャリアコースでは、即戦力としてのスキルと企画力を身につけ、新たな価値を創造できる

職業人・企業人となる人材を育成する。

以上のように、本学科の特色は、コースごとに専門的な知識やスキルが獲得できると同時に、幅広い教養と豊かな人間性を兼ね備えた人材を養成できる教育課程であるという点にある。今後は、学内に生涯学習センター（仮称）を設置し、学生のみならず、地域の生涯学習やリカレント教育の機能も兼ね備えていく。

ウ 学科の名称及び学位の名称

(1)学科の名称

国際化の時代にあって、世界の現状を的確に理解することが必要不可欠である。そのためには、各国・地域の歴史や文化のみならず、政治や経済、国際関係など多岐にわたる分野をバランスよく学ぶことが必要である。また、「国際人」を養成する全人的な教養教育に加えて、外国語によるコミュニケーション能力やビジネスに関する知識などの学びを通して、社会の中で自立できる力を持ち、即戦力として社会に貢献できる人材を養成することも、本学科は目標としている。

よって、本学科は歴史学、文学、哲学、外国語、観光学、経営学、国際関係学などの学問分野を含む学際的な学科であり、同時に学問的な専門性と実践性を幅広く学べる学科という点を考慮して、学科名称を「国際総合学科」とし、学位の名称を「短期大学士(国際総合)」とする。

(2)学科及び学位の英訳名称

(学科名)	国際総合学科	Department of Global Studies
(学位)	短期大学士(国際総合)	Associate of Arts (Global Studies)

エ 教育課程の編成の考え方及び特色

(1)教育課程編成の基本的な考え方

「学校教育法第108条」で規定されている、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は实际生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる」という短期大学の目的に沿い、本学科は2年間という学修期間内に、職業人として、あるいは一般の社会人として求められる能力を十分に身につけることを基本的な目的としている。そして、学生が十分な能力を有するかどうかを判断する指標として、資格取得を念頭に置いた教育課程を編成している。

また同時に、「大学設置基準第19条第2項」での目的に従い、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ために、一般教養科目の充実にも力を入れている。こうして編成された教育課程に従い、本学科では卒業時のラーニングアウトカムを念頭に置いた適切な教育を行う。

さらに、教育課程の中には「学科・専攻を越えた履修が可能な専門科目」を置き、他学

科の専門科目を履修できるほか、大分県内の他大学・高等専門学校の授業科目を履修して単位互換できる仕組みも整備し、学生のニーズに合致する幅広い科目選択を可能にしている。

(2)各科目区分の特徴

本学国際総合学科の教育課程は、大きく「共通教育科目」と「専門教育科目」に区分される。

①共通教育科目

「共通教育科目」は、「一般教養科目」と「外国語科目」に分類される。「一般教養科目」では、芸術系学科と人文系学科の両方がある本学の特徴を活かし、「芸術や文化について学ぶ科目群」と「社会の中で自立して生きる力を育む科目群」が設置されており、社会人として求められる知識や技能と芸術的な感性をバランスよく養うことが目的とされている。芸術や文化に関しては、芸術系学科(美術科、音楽科)の教員が担当する「造形入門」や「音楽の魅力」など、本学科の学生にも卓越した技能に触れる機会が提供される。また「情報機器基礎演習」や「情報モラル」など情報化社会に対応した科目、「環境と社会」、「現代と人権」など社会問題に目を向けさせる科目、「サービ斯拉ーニング」といった体験型の科目など、チームワークやリーダーシップ、コミュニケーション能力などを身につけることができる科目も「一般教養科目」に含まれている。

「外国語科目」では、学生が7か国語(英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ポルトガル語、イタリア語、韓国語)から自由に選択できるようになっている。短期大学ではめずらしく「ポルトガル語」が開講されているが、これは南蛮貿易において重要な地であった大分県に本学が設置されていることによる。また、イタリア歌曲を専攻する音楽科生が在籍していることから、イタリア語も開講されている。

②専門教育科目

国際総合学科は、学修の基礎として一般常識や文化などを学び、その上で、①国際的な感覚や外国語運用能力、②観光業や観光文化に関する深い知識、③ビジネス実務の能力(簿記の知識、情報機器のスキルなど)の3つの能力を、学科で養成される専門性として位置づけている。その「専門教育科目」は、次の5つの科目群に区分されている。まず、在学中に取得する資格と卒業後の進路の一貫性を体系付けるために、「国際コミュニケーション」、「観光マネジメント」、「現代キャリア」の3つの科目群が置かれている。これに加えて、学科の全学生に一般的な教養や情報機器に関するスキルなどを身につけさせるための「現代教養」と「ゼミナール」の2つの科目群が置かれている。

学生は、1年前期の必修科目を通じて、学科の教育内容を理解し、1年次後期から自分にあったコースを選択し、そのコースの科目群の科目を、他コースの科目群の科目より多く履修する。同時に、所定の科目を履修することで、卒業時に資格が取得できるよう体系化された教育課程となっている。

「国際コミュニケーション」科目群には、英語・フランス語・中国語・韓国語のコミュニケーション力を高める科目に加え、「国際関係論」「国際理解教育論」など国際社会で活躍できる人材になるための科目が含まれる。各外国語の検定資格の取得が目指され、TOEICなどの試験対策を行う「検定英語演習」といった科目が設置されている。また、「国際秘書概論」などを履修することで、卒業時に「上級秘書士(国際秘書)」(全国大学実務教育協会に申請予定)の資格を取得できる。

「観光マネジメント」の科目群は、観光立県を目指す大分県の観光資源について学修すると同時に、観光業、宿泊業、交通・運輸業の知識を修得し、所定の科目を履修することで、卒業時に「観光ビジネス実務士」(全国大学実務教育協会に申請予定)の資格を取得できる。

「現代キャリア」の科目群は、「簿記」、「経営学総論」、「文章表現」などの科目を設置し、卒業後に企業で即戦力となる人材の養成を目的としている。所定の科目を履修することで、「ビジネス実務士」(全国大学実務教育協会に申請予定)の資格を取得できる。

専門教育科目では、講義だけでなく演習・実習にも力を入れていることが特色である。「国際コミュニケーション」科目群では「海外語学実習」や「海外ボランティア実習」など、「観光マネジメント」科目群では「ホテルビジネス実務」、「観光フィールドワーク」など、「現代キャリア」科目群では「ビジネス実務演習」、「秘書実務」、「インターンシップ」などを通して、海外や仕事の現場に触れることができる。

「現代教養」科目群には、1年前期の必修科目6科目が含まれる。その中には、学生がコース選択をスムーズにできるよう、1年前期に「国際コミュニケーションコース」、「観光マネジメントコース」、「現代キャリアコース」の基礎的科目が設置されている。学科の基盤科目である必修科目「国際総合入門」は、学生のコース選択や所属ゼミ、将来の進路などを考えさせるために、専任教員がオムニバス形式で自分の専門分野と学科の教育内容との関わりを説明する。また、1年前期「キャリアデザイン演習Ⅰ」と1年後期「キャリアデザイン演習Ⅱ」がキャリア形成のための必修科目である。選択科目としては、「情報機器基礎演習」などのICT関連科目、日本・アジア・英語圏・ヨーロッパの「文化と社会」科目などがある。

「ゼミナール」科目群には1年前期の「基礎ゼミナール」、1年後期の「教養ゼミナール」、2年前後期の「卒業研究」が含まれている。「基礎ゼミナール」では学習への導入や問題解決力、コミュニケーション力、「教養ゼミナール」ではプレゼンテーション力や調査・資料収集力などを養成し、「卒業研究」では自らテーマを設定し、卒業論文を作成する。

このように、1年前期の必修科目によって学生に学科の教育内容を理解させ、自分にあったコース選択をできるようにしながら、キャリア形成を進めていくことで、早い段階で効果的に卒業後の進路選択が可能となるような教育課程が編成されている。

オ 教員組織の編成の考え方及び特色

(1)教員組織の編成の考え方

「国際総合学科」収容定員 200 名に対して、専任教員 13 名(教授 4 名、准教授 5 名、講師 4 名)を配置している。各教員の専門分野は、以下の通りである。

英文学	教授	1 名	(入野)
哲学	教授	1 名	(上野)
経営学	教授	1 名	(植村)
歴史学 (西洋史)	教授	1 名	(高瀬)
歴史学 (世界史)	准教授	1 名	(疇谷)
日本文学	准教授	1 名	(野坂)
国際関係論	准教授	1 名	(玉井)
仏文学	准教授	1 名	(永田)
比較文化論 (日・米)	准教授	1 名	(ヌートバー)
文化人類学	講師	1 名	(城田)
観光学	講師	1 名	(宮野)
比較文化論 (日・韓)	講師	1 名	(朴)
言語学 (日本語)	講師	1 名	(常)
(日本語教育学	教授	1 名	(陳))

本学科では、「現代教養」の科目群に加えて、「国際コミュニケーション」、「観光マネジメント」、「現代キャリア」の 3 つの科目群を設けており、専任教員全員がそれぞれの専門分野を活かして連携した授業を行う。特に教授の 4 名は、入野＝国際コミュニケーション、上野＝現代教養、植村＝現代キャリア、高瀬＝観光マネジメントという具合に、各コース (科目群) に 1 名ずつ、柱となる教授が配置されている。また、必修科目を含め、専門教育科目の中の主要科目には専任教員を配置し、教育課程に沿った教育体制を整えている。研究においても、これまでの研究分野に観光やビジネスなどの要素を取り入れた学際的なものを目指していく。

(2)専任教員の年齢構成

「国際総合学科」の専任教員(13 名)の年齢構成に関しては、60 代 2 名(教授 2 名)、50 代 1 名(教授 1 名)、40 代 7 名(教授 1 名、准教授 5 名、講師 1 名)、30 代 2 名(講師 2 名)、20 代 1 名(講師 1 名、但し江漢大学との交流協定に基づく招へい教員。添付資料③「大分県立芸術文化短期大学と江漢大学との交流に関する協定書」及び添付資料④「公立大学法人大分県立芸術文化短期大学招へい教員規定 (改正後)」を参照)となっていて、年齢的にバランスよく配置している。

なお、定年については、添付資料⑤「公立大学法人大分県立芸術文化短期大学職員就業

規則」を参照。

カ 教育方法、履修指導及び卒業要件

(1)教育方法

国際総合学科では、講義、演習、実習科目が開講される。

全学科対象の一般教養科目は講義が中心となる。ただし、講義の中にコンサートホールでの演奏会鑑賞が組み込まれている「音楽の魅力」や、美術館等での作品鑑賞が含まれる「芸術文化Ⅱ―鑑賞とマネジメント」、また様々な社会活動に参加して、地域住民と対話しながら社会問題を考える「サービスマーケティング」など、学外で体験する形の授業も開講されている。特に「サービスマーケティング」は、学生の企画力、コミュニケーション能力、主体性、課題発見力などを養成することができる特徴的な科目である。外国語科目では、入学生全員に外国語の履修希望書を提出させ、受講者数や教室の規模に配慮しながら、学生の希望に沿った形でのクラス分けを行い、外国語学習の効率化を図る。

専門教育科目は、講義と演習・実習がバランスよく配置されている。講義には、教員1名が15回講義を行うものと、「国際総合入門」のようなオムニバス方式の科目とがある。演習は、「日本語プレゼンテーション」、「英語コミュニケーション」などの日本語や外国語の運用能力向上のための科目に加えて、「ホテルビジネス実務」、「グランドスタッフ実務」など、就職後に役立つ実践的な科目がある。また、「インターンシップ」においては、大分県内の企業・団体を受け入れ先として、5日間程度の実習を行う。

(2)履修指導

国際総合学科では、1教員がおよそ10名程度の学生を受け持つ担任制を採用する。1年前期には必修科目「基礎ゼミナール」で、担任が履修指導を行う。1年後期には同じ担任が必修科目「キャリアデザイン演習Ⅱ」を受け持ち、引き続き履修指導と進路指導を行う。2年次には必修科目「卒業研究」の担当教員が担任となり、10名程度の学生を受け持つ。

このように、国際総合学科では2年間を通して担任が明確となるため、学生も指導を受けやすい環境となる。また、コース選択などの相談にもオフィスアワー等を利用して対応する。各学生の履修状況と成績は、学内ネットワークの教務学生システムで担任が把握できるので、必修科目や各科目群の履修状況を確認し、学生の学習状況をチェックしながら指導を行うことができる。

また、各期の登録履修単位を15～25単位を目安とし、適切な科目数の登録を行うように履修指導する。

(3)卒業要件

国際総合学科では、自国のみならず様々な国に関しても知識や理解を持つグローバルな視点と、新たな発想力や行動力を併せ持った、即戦力として活躍できる人材の養成を教育

目的としている。

この目的を達成すべく編成された教育課程を通して、優れた学修成果を修め、所定の単位を取得した者に「短期大学士(国際総合)」を授与する。

本学学則では、必要とされる単位数を満たした学生に卒業を認める。国際総合学科の場合、共通教育科目の一般教養科目は選択 37 科目中 13 単位(そのうちの 4 単位は、余分に履修した外国語科目や他学科の専門教育科目を履修した際の単位を含めることができる)、外国語科目は選択必修 32 科目中 2 単位、専門教育科目は必修 9 科目 18 単位、選択 86 科目中 30 単位以上を履修し、合計 63 単位以上を修得することとなっている。また「卒業研究」では卒業論文の質に加え、学習態度や卒業研究発表会(論文提出後に開催)での内容等も踏まえて評価する。

各コースの履修モデルは、添付資料⑥の通りである。国際コミュニケーションコースについては、職業人として必要とされる英語運用能力を身につけ、「上級秘書士(国際秘書)」の資格取得を目指す例をモデルとして示している(履修モデル(1))。観光マネジメントコースについては、観光業におけるアジアとの関係の深まりに鑑み、実践的な韓国語運用能力を養うとともに、「観光ビジネス実務士」の資格取得を目指す例をモデルとして示している(履修モデル(2))。現代キャリアコースについては、経営学・経済学と実務における技能向上を学習の中心とし「ビジネス実務士」の資格取得を目指す例をモデルとして示している(履修モデル(3))。

キ 施設、設備等の整備計画

(1)校地、運動場の整備計画

前身の国際文化学科の収容定員を変更することなく国際総合学科を設置するため、校地、運動場について変更はない。

校地面積については、本学のみで 52,858 m²、併設する高等学校と合わせると 62,286 m²であり、大学設置基準上の面積を十分満たしている。また、運動場についても専用・共用を併せ 13,966 m²あり、学生への教育環境は十分に満たされている。

(2)校舎等施設の整備計画

前身の国際文化学科の収容定員を変更することなく国際総合学科を設置するため、施設整備等について変更はない。

校舎面積については、31,869 m²となっている。講義室については 14 室、演習室を 8 室、実習室その他 46 室を配置し、授業に支障をきたすことのないよう確保されている。また専任教員の研究室については、学内に 55 室(うち国際総合学科は 13 室)を配置しており、研究室は確保されている。

(3)図書等の資料及び図書館の整備計画

国際総合学科は既設の学科を基礎とする学科であるため、図書等については既に整備されている。

大学全体で図書は 96,623 冊、学術雑誌 422 種、その他 CD、DVD 等の視聴覚資料 12、542 点を所蔵している。また本学図書館は面積 1,052 m²、座席数 93 席を有している。

本学の図書館は、大分大学が中心となって構築された横断検索システムのネットワークに属しており、大分県内の主要大学・高等専門学校図書館と公立図書館を一括して検索可能となっている。また九州地区大学図書館協議会に加盟しており、加盟大学・高等専門学校相互での利用は、学生証または職員証の提示のみで可能となっている。

ク 入学者選抜の概要

(1)受け入れる学生像(アドミッション・ポリシー)

国際総合学科では、自国のみならず様々な国に関する知識や理解を持つグローバルな視点と、新たな発想力や行動力を併せ持った、即戦力として活躍できる人材の養成を教育目的としている。その目的を達成するために必要な学力として、高等学校教育での基礎的な学力を想定しており、短期大学における教育を通じて、社会人・企業人として求められる知識と技能を身につけようとする意欲を持った者の入学を期待している。

そのため、本学科ではアドミッション・ポリシーを以下のように策定している。

- ・日本や世界の文化や社会に興味・関心のある人
- ・国際交流や社会活動に関心があり、実際に参加したい人
- ・日本語や外国語によるコミュニケーション能力を高めたい人
- ・観光業(旅行、運輸、ホテルなど)に関心があり、将来は観光関連の仕事をしたい人
- ・ビジネスに関する知識やスキルを身につけ、即戦力として社会で活躍したい人

(2)入学者の選抜方法

①推薦入学試験

入学定員の 50%に相当する入学者を選抜する。

②一般入学試験

本学独自試験や大学入試センター試験を通じて、本学科に入学するに相応しい基礎学力を有するかどうか判定し、入学定員の 50%に相当する入学者を選抜する。

③社会人入学試験

出願できる者は、社会人として 3 年以上の経験を有し、入学予定年度の 4 月 1 日現在満 21 歳以上で、次のいずれかに該当する者である。1.高等学校または中等教育学校を卒業した者、2.通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者、3.外国において学校教育における 12 年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者、4.文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者、5.文部科学大臣の指定した者、6.高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17

年文部科学省令第1号)による高等学校卒業認定試験に合格した者(従前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む)、7.本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者。

(3)入学者選抜の方針

①推薦入学試験

- ・小論文試験を課し、物事を理解・判断する力と日本語による表現能力を評価する。
- ・面接試験では口頭での表現能力と学習に対する態度・意欲を評価する。
- ・高等学校の推薦書等から、高等学校での学習成果と活動状況を判断する。

《一般推薦》

以下の条件のすべてを満たす者について実施する。

- ・評定平均値が3.5以上であること
- ・学校長の推薦があること

《特別推薦》

以下の条件のすべてを満たす者について実施する。

- ・評定平均値が3.0以上であること
- ・「特定の1教科の評定平均値が4.0以上」、「優れた語学能力や実務検定資格」、「ボランティアやスポーツ、文化などの分野での優れた活動」等のうちいずれかの条件を満たすこと

②一般入学試験（前期・本学独自試験）

- ・本学独自の学力試験では英語と国語を課し、高等学校で学習した範囲の基礎的な知識を評価する。

③一般入学試験（前期・大学入試センター試験利用）

- ・大学入試センター試験利用では、英語と得点の高い他1科目すなわち得意科目との2科目で選抜する。

④一般入学試験（後期・本学独自試験）

- ・志望理由書作成を課し、学習に対する意欲を評価する。
- ・小論文では、物事を理解・判断する力と日本語による表現能力を評価する。
- ・面接試験では、口頭での表現能力と学習に対する態度・意欲を評価する。

⑤一般入学試験（後期・大学入試センター試験利用）

- ・得意科目を活かせるように、大学入試センター試験全科目の中から、得点の高い2科目で選抜する。

そのため、入学選抜として、①推薦入試においては、高等学校長に推薦された人物の中から、学業成績、出席日数、生活態度、課外活動状況を参考にしながら、小論文試験と面

接試験の成績によって選抜する。②一般入試においては、高等学校までに培われた学力によって選抜する。

(4)江漢大学との交流協定による留学生受け入れ

本学は、平成 21 年 2 月に中国・湖北省の江漢大学と交流協定を結び(添付資料③)、学術交流や学生交流を行っている。その一環として、平成 25 年度より、江漢大学外国語学院日本語学科の 2 年生を 5 名まで 1 年間の留学生として受け入れる、「大分県立芸術文化短期大学と江漢大学との「1.5+1+1.5」プログラム」事業を行う(添付資料⑦「大分県立芸術文化短期大学と江漢大学との「1.5+1+1.5」プログラムに関する覚書」)。

ケ 資格取得を目的とする場合

本学科のコース・科目群の設定と科目の配置は、職業人としての基礎力・実践力を身につけることを目的としており、その具体的な形として、それぞれのコースにおいて資格の取得が可能なカリキュラム構成となっている。本学科の教育課程内で所定の科目の単位を修得することにより、次の資格の取得が可能である。なお、各コースで資格取得を奨励するが、卒業要件とはしない。

「秘書士」(民間資格、全国大学実務教育協会認定)

「上級秘書士(国際秘書)」(民間資格、全国大学実務教育協会に申請を行う予定)

「ビジネス実務士」(民間資格、全国大学実務教育協会に申請を行う予定)

「観光ビジネス実務士」(民間資格、全国大学実務教育協会に申請を行う予定)

サ 学外実習

(1) 海外語学実習

英語、フランス語、中国語、韓国語について、夏期休業期間ないし春期休業期間を利用した 3～4 週間の海外語学実習(2 単位)を実施する。受入れ先は、「海外英語実習」はエセックス大学(イギリス)、クライストチャーチポリテクニク工科大学(ニュージーランド)、カリフォルニア大学デイビス校(アメリカ)、「海外フランス語実習」はサヴォワ大学 ISEFE(フランス)、「海外中国語実習」は江漢大学(中国)、「海外韓国語実習」は高麗大学(韓国)である。各実習先の所在地・受入れ可能人数等については、添付資料⑧「海外語学実習先受け入れ先一覧」の通りである。

実習先との連携については、それぞれの実習を担当する本学教員が、受入れ先担当部署・担当者とメール・電話等を利用して直接連絡を取り、協力しあう体制をとり、必要に応じて現地を訪問して協議等を行う。

成績評価および単位認定については、下記の(a)、(b)を総合して、本学の各実習担当教員が行う体制である。

(a) 実習先の評価

実習先担当者による実習中の活動および語学力の到達度に関する評価

実習先で成績表・修了証書が発行される場合、その提出が必須

(b) 事前・事後学習の評価

本学担当教員による、事前学習(ガイダンス等)・事後学習(実習報告書の提出、報告会への参加等)への取り組みに対する評価

(2) 海外ボランティア実習

春期休業期間中に4週間の「海外ボランティア実習」(1単位)を実施する。

受入れ先および実習期間は、「海外英語実習(アメリカ)」と同様、カリフォルニア大学デイス校で、2月中旬から3月中旬の4週間となる。受入れ可能人数は10名までであり、現地で英語を学びつつ、受入れ先担当者の指導のもとでボランティア活動を行う。

本学の担当者と受入れ先の担当者間で、メール・電話等を利用して直接連絡を取り、連携する体制をとる。

成績評価および単位認定は、実習先担当者の評価に基づき発行される「サービスマーケティング」認定書、本学における事前・事後学習の評価を総合して、本学の担当教員により行われる。

(3) インターンシップ

夏期休業期間ないし春期休業期間中に、各受入れ先で5日間を目安に「インターンシップ」(1単位)を実施する。実習先の確保の状況は、平成24年度前期に関しては添付資料②の通りであり、大分県内の企業・自治体等を中心とする76の実習受入れ先に学生181名が参加している。

実習先との連携については、進路支援室長・進路支援室主任が統括するとともに、各受入れ先に担当の教職員を割り当て、受入れ側の担当者との事前打ち合わせから実習終了時まで一貫して連絡をとる体制を整えている。

また、成績評価については、(a)事前・事後指導、(b)実習先の評価、(c)報告会の結果・成果を進路支援室主任が取りまとめて評価し、得点化して単位認定する体制をとっている。

ツ 管理運営

本学では、大学運営にかかわる重要事項を審議し、かつ学科間の連絡・調整を図るための全学的な意思決定機関として、定款第21～24条に基づき「教育研究審議会」を設置している。「教育研究審議会」は、学長、教務学生部長、附属図書館長、事務局長、美術科長、音楽科長、国際文化学科長、情報コミュニケーション学科長、総務企画部長、教務学生部副部長(2名)、学外委員をもって組織し、原則として毎月1回開催している。

教育・研究に関する重要事項については、学則第10条に基づき「教授会」を設置し、学

則第 11 条に規定されている以下の 6 つの事項について審議している。

- (1)教育課程並びに授業及び試験に関すること。
- (2)学生の入学、休学、退学、除籍及び卒業等に関すること。
- (3)学生の指導及び賞罰に関すること。
- (4)学術研究に関すること。
- (5)教育研究上の重要事項。
- (6)その他学長の諮問事項。

教授会は、専任の教授、准教授、講師、助教、その他の職員をもって組織し、原則として毎月 1 回開催している。

また、本学では教育研究審議会の下部組織(専門委員会規程第 2 条)として、8 つの「専門委員会」を設置している。具体的には、入試委員会、地域貢献委員会、年度計画検討委員会、教務学生委員会、教育実習委員会、図書委員会、情報メディア委員会、国際交流委員会である。また、「その他委員会等」として、セクシャル・ハラスメント等人権侵害防止委員会、衛生委員会、職員の身分取扱に関する審査会、FD 推進会議、情報メディア教育センター、外国語教育センターを設置している。

以上の「専門委員会」や「その他委員会等」が審議した結果は、教育研究審議会及び教授会に報告・提案される。

テ 自己点検・評価

本学における自己点検・評価は、「教育研究審議会」の審議事項であるが(定款第 24 条)、実務的には「年度計画検討委員会」が中心的な役割を果たしている。年度計画検討委員会は、各学科、各専門委員会、教務学生部、事務局、図書館、進路支援室等と連携しながら、当該年度の自己点検・評価を実施するとともに、中期目標・計画を踏まえつつ次年度の目標・計画を策定している。

これに加えて本学では、平成 16 年度、19 年度、22 年度に、「自己点検・評価委員会」及び「同作業部会」を設置して全学的な自己点検・評価を行い、その結果を報告書にまとめ公表してきた。自己点検・評価の内容は、独立行政法人「大学評価・学位授与機構」が設定した基準に準拠している(短期大学の目的、教育研究組織、教員及び教育支援者、学生の受入、教育内容及び方法、教育の成果、学生支援等、施設・設備・教育の質の向上及び改善のためのシステム・財務・管理運営)。

このような体制の下で、平成 22 年度には、独立行政法人「大学評価・学位授与機構」による短期大学機関別認証評価を受け、評価基準を満たしていると認定された。なお、平成 16 年度、19 年度の自己点検・評価の報告書及び、平成 22 年度の認証評価の結果報告書は、本学ウェブサイトで公表されている。

この他、平成 18 年度からの公立大学法人化に伴い、毎事業年度計画の自己評価実績報告書『事業年度に係る業務の実績に関する報告書』を、知事の設置する大分県地方独立行

政法人評価委員会に提出している。地方独立行政法人評価委員会の評価書は、『事業年度に係る業務の実績に関する報告書』とともに、評価委員会から評価が出された時点でウェブサイト公表している。

ト 情報の公表

本学は、公立短期大学として情報を広く県民に公開すべきという考え方から、教育の目的、教育内容及び方法、教育研究組織、入試方法、教育成果、進路状況、施設・設備等に関する情報を「大学案内」、「募集要項」、「広報誌」、「大学ホームページ」などを通して公表してきた。特に、平成 18 年度の独立行政法人化に伴い、中期目標・計画に基づき、情報の公表や提供をより具体的・計画的に行うこととし、推進組織として、教育研究審議会の下に情報メディア委員会を、また事務局内に広報室を設置して、ホームページの全面リニューアル、法人情報ページの新設、研究者情報や研究紀要のデータベース化、地域貢献活動情報の頻繁な更新、大学広報誌の定期発刊などを行ってきた。

平成 23 年度には「学校教育法施行規則」の改正により情報公表が義務づけられたところであるが、本学においては、公表済み情報や追加できる情報の確認作業に全学的に取り組み、情報をホームページ上で公表している。以下は、それぞれの項目の内容とホームページアドレスである。

(1)大学の教育研究上の目的に関すること

- ・教育目的と理念

<http://www.oita-pjc.ac.jp/annai/rinen.html>

(2)教育研究上の基本組織に関すること

- ・教育研究組織

<http://www.oita-pjc.ac.jp/unei/organ.html>

(3)教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

- ・専任教員数、研究者総覧

<http://www.oita-pjc.ac.jp/annai/member.html>

<http://web1.oita-pjc.ac.jp/pcrs/>

(4)入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

- ・アドミッション・ポリシー、収容定員、学生数、卒業生数、就職者数、進路状況

<http://www.oita-pjc.ac.jp/annai/rinen.html>

<http://www.oita-pjc.ac.jp/annai/news/2012/20120914newsannai.html>

<http://www.oita-pjc.ac.jp/annai/member.html>

<http://www.oita-pjc.ac.jp/annai/graduates.html>

<http://www.oita-pjc.ac.jp/career/past/index.html>

(5)授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

- ・科目一覧、シラバス

<http://www.oita-pjc.ac.jp/edu/education/subjects.html>

<http://www.oita-pjc.ac.jp/edu/education/syllabus.html>

(6)学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

- ・ディプロマ・ポリシー

<http://www.oita-pjc.ac.jp/annai/diploma.pdf>

(7)校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

- ・キャンパスマップ、周辺地図・アクセス、図書館、情報メディア教育センター

<http://www.oita-pjc.ac.jp/annai/cammap.html>

<http://www.oita-pjc.ac.jp/annai/access.html>

<http://www.oita-pjc.ac.jp/library/index.html>

<http://jouhou.oita-pjc.ac.jp/>

(8)授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

- ・授業料・奨学金制度

<http://www.oita-pjc.ac.jp/camp/fees.html>

(9)大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

- ・キャンパスライフ

<http://www.oita-pjc.ac.jp/camp/index.html>

(10)その他

- ・法人・大学運営

<http://www.oita-pjc.ac.jp/unei/index.html>

- ・地域との連携

<http://www.oita-pjc.ac.jp/annai/agreement.html>

- ・公開講座

<http://www.oita-pjc.ac.jp/soci/open/index.html>

- ・自己点検・評価報告書

<http://www.oita-pjc.ac.jp/unei/chk/index.html>

- ・平成 22 年度実施短期大学機関別評価報告書

<http://www.oita-pjc.ac.jp/unei/corporation/h22hyoukahoukokusyo.pdf>

ナ 授業内容方法の改善を図るための組織的な取組

本学では、教育の質の向上および改善を、以下の通り具体的かつ継続的に行っている。

①学生による授業評価

本学では平成 13 年度から学生による授業評価を、毎年前期と後期に計 2 回実施している。その質問項目の主な観点は「授業の内容」、「授業の方法」、「授業環境」、「学生自身の受講

態度」であり、「改善してほしいこと」については自由記述欄を設けている。自由記述は直接担当教員に、マークシートはデータ化されて各教員にフィードバックされる。これまでの授業評価アンケートの集計結果は、全体的に見て平均値がほぼ4.0(5段階評定)を上回り、実施当時から現在に至るまで全体的に良好な結果が得られている。

②教員からのフィードバック

教員は、そのデータを自己分析し、具体的な授業改善案や見解と、学生に対するコメントをまとめたレポートを提出している。このレポートでは、教員の自己点検だけでなく、学生へのフィードバックという側面も重視している。各教員から提出されたレポートはファイリングされ、集計データとともに本学図書館にて公開されている。

③FD 推進会議と FD ミーティング

有効な授業の進め方や、教授法に関する悩み等を教員間で共有するため、FD 推進会議が設置されている。同会議は定期的にミーティングを開催し、授業評価アンケート等の分析や、要望に応じた FD ミーティングを企画運営している。FD ミーティングでは、参加した教員が積極的に意見交換を行い、日頃の講義で感じている問題や工夫している点などを共有し合っている。パワーポイントの活用方法や受講生の授業理解度点検方法など、事例報告を講義に活かしたという例は多い。また、各教員の授業に関する工夫を集めた Tips 集を随時作成し教員に配布し活用している。毎年教員間での授業参観も実施し、各教員の授業改善に役立てている。

その他、「新入生アンケート」、「卒業生・修了生に対して本学の教育についての満足度アンケート」、「学生生活調査」、「図書館利用アンケート」などを定期的実施し、学生の学習状況や生活状況の把握に努めている。調査結果はすべてデータ集計され、各学科の会議、FD 推進会議や教授会での審議や検討を通して、教育の質の向上および改善に向けて活用されている。

ニ 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

(1)適切な体制の整備について

本学のキャリア支援は、進路支援室によって主に行われている。進路支援室では、毎月ミーティングを行い、就職状況の確認や各学科の支援状況、学生対象のガイダンス、就職試験対策、模擬面接指導などの企画・運営をする。進路支援室には職員 2 名が常駐し、常時学生の相談に応じている。本学の進路支援室、教務学生委員会、FD 推進会議などは連携を密にしており、全学的にキャリア支援を行う体制が整えられており、教職員が一体となって、学生のキャリア支援に取り組んでいる。

また、国際総合学科の 2 名の進路支援室主任は、他学科の教員と連絡・協力しながら、学科における進路指導の充実を図る。

[進路支援室の構成]

- ・進路支援室長(本学教授) 1名
 - ・進路支援副室長(本学教務学生副部長) 1名
 - ・教務学生部担当職員 1名
 - ・就職指導課長(専門職員) 1名
 - ・キャリア相談員(専門職員) 1名
 - ・進路支援室主任(本学教員)各学科 2名
- 以上、計 13 名

(2)教育課程内の取組

教育課程に組み込まれたキャリア形成の科目としては、一般教養科目に、卒業生や一般企業人をゲストスピーカーとして招く「キャリアプランニング」、本学教員によるオムニバス講義「自立を考える」がある。また、国際総合学科の専門科目では、1年前期必修の「キャリアデザイン演習Ⅰ」を2名の教員が担当し、グループでの語り合いによるキャリア意識形成を行う。1年後期必修の「キャリアデザイン演習Ⅱ」では、招へい教員を除く学科の全教員が各10名程度の学生を担当し、共通テキストに基づいて具体的な進路選択に向けた指導をしてゆく。

各コースでは、卒業後の進路に役立つ実習的内容の科目を含む。夏期および春期休業中に実施される「インターンシップ」は、「現代キャリア」コースの専門科目だが、多様な業種、職種の実習内容を用意しており、学科の学生は誰でも履修できる。

(3) 教育課程外の取組について

進路支援室がプログラムを組み、進路ガイダンス及び就職ガイダンスを軸に、1年次から2年次にかけて教育課程外での進路指導を行う。

[教育課程外での進路指導プログラム(平成24年4月入学者の例)]

—1年次—

- 4月：入学オリエンテーション・保護者向け説明会
- 5月：履歴書・エントリーシートの作成等指導開始
- 6月：学科別進路オリエンテーション
- 10月：進路ガイダンス(就職、編入学についての基本的な説明)
 - 公務員試験ガイダンス
 - 第1回就職ガイダンス(就職活動の基礎、自己分析)
- 11月：就職試験等(公務員・企業)学習会開始
 - 第1回SPI2模擬テスト
- 1月：第2回就職ガイダンス(先輩の就職活動体験発表)
 - 進路相談交流会(就職編、編入学編)(進路決定した先輩との交流会)

第3回就職ガイダンス(県内採用情勢と次年度の県内企業採用計画)

2月：模擬面接個別指導①

—2年次—

4月：第4回就職ガイダンス(企業訪問、面接に役立つマナー)

第2回SPI2模擬テスト

5月：第5回就職ガイダンス(県内4社による会社説明)

模擬面接個別指導②

7月：第6回就職ガイダンス(夏期休業中の就職活動)

8月：編入学模擬試験

9月：第7回就職ガイダンス

(4) 資格取得の支援

「ケ 資格取得を目的とする場合」の項に上述した通り、本学科の教育課程内で所定の科目の単位を修得することにより、「秘書士」(全国大学実務教育協会認定)および「上級秘書士(国際秘書)」、「観光ビジネス実務士」、「ビジネス実務士」(全国大学実務教育協会に申請を行う予定)の資格取得が可能である。

また、下表⑤の検定に関しては、関連する授業の授業時間を利用した指導に加えて、検定の性格によっては受検者を対象とした授業時間外の勉強会を開催するなど、資格取得の支援を行っている。

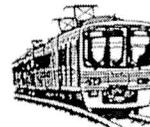
表⑤ 本学科で取得可能な資格・検定一覧

検定等の名称・級	授業科目名ほか
秘書技能検定 3～2級	「秘書実務Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」
日商PC検定(文書作成) 3～2級	「情報機器基礎演習」、「デジタル文書作成演習」
日商PC検定(データ活用) 3～2級	「情報処理基礎演習」、「ビジネス・コンピューティング」
日商簿記検定	「簿記Ⅰ・Ⅱ」
ニュース時事能力検定 3～2級	「時事ニュース研究」
日本漢字能力検定 3～2級	「検定日本語演習」
日本語検定 3～2級	「検定日本語演習」
実用英語技能検定 2～準1級	「英語ⅠA・ⅠB・ⅠIA・ⅠIB」、勉強会開催
TOEIC	「検定英語演習」
観光英語検定 3～2級	「観光英語」
実用フランス語技能検定 5～2級	「フランス語ⅠA・ⅠB・ⅠIA・ⅠIB」、 「検定フランス語演習」、勉強会開催
実用中国語検定 5～2級	「中国語ⅠA・ⅠB・ⅠIA・ⅠIB」、

	「検定中国語演習」、勉強会開催
韓国語能力試験 初級～中級	「韓国語 IA・IB・IIA・IIB」、「検定韓国語演習」
ハングル能力検定試験 5級～2級	「韓国語 IA・IB・IIA・IIB」
ドイツ語技能検定 5～2級	「ドイツ語 IA・IB・IIA・IIB」、勉強会開催
世界遺産検定 3～2級	「世界遺産論」、勉強会開催
旅行地理検定 4～3級	「観光地理論」

大分県 ツーリズム戦略の概要

「日本一のおせんべい県おおいた」の「味力も満載」をキーワードに官民挙げて戦略を推進!



元気で活気あふれる大分県

戦略の趣旨

1 策定の経緯等

- ツーリズムを取り巻く環境の変化
- (1) 質的・量的なニーズの変化
 - ・着地型・体験型の観光など多様化するニーズ
 - ・65歳を迎えた団塊世代を中心とした新たな観光需要拡大
 - ・東アジア地域からの観光客増
 - ・九州新幹線全線開業、航空路線の拡充、グローバル化の進展

大きなチャンス到来

- (2) 総合産業としてのツーリズムへの期待
 - ・五感で楽しむ、すなわち第1次産業から第3次産業まで取り込んだ産業として魅力が増すツーリズムの推進

- (3) 旅行情報に対するアクセス手法の変化と多様化の進展

ツーリズムを着実に進展させる総合的、効果的な取組が必要

ツーリズム戦略を策定し、地域振興と観光振興を一体的に進め、行政や観光協会、旅館ホテル組合、観光事業者、NPO法人等が協働で活力ある大分県づくりを目指す

2 戦略の位置づけ

「安心・活力・発展プラン2005」の行動戦略
平成26年度～27年度(3年間)の方向性を示す

大分県の現状

1 県内における観光旅行の傾向

(1) 平成22年度 観光入込客数	1,800万人
県内宿泊客数	504万人
うち外国人宿泊客数	36万人
グリーンツーリズム宿泊数	1.9万人

- (2) 大分県への訪問理由①温泉②自然③名所・旧跡④食

(3) 主な発地

- 国内①福岡県 ②その他九州 ③首都圏 ④中・四国 ⑤関西圏
- 海外①韓国 ②台湾 ③中国

2 大分県観光の強みと弱み

- (強み) 豊かな天然自然、素晴らしい食材、おいしい水、日本一の湧出量(291,340L/分)と源泉数(大分県4,538 / 全国27,671名)を誇る温泉ホスピタリティーの高い宿
- (弱み) 新幹線、高速道路が未整備である
魅力ある着地型の地域観光商品が不足
情報発信の不足

3 観光消費がもたらす経済効果

平成22年旅行者 観光客の総消費額	1,730億円
経済波及効果	2,419億円
雇用	29,131人

戦略1 地域の観光素材活かし

県内各地に広がる温泉の良さを見直し、全国・世界にアピールするとともに、地域の自然や食、歴史、伝統文化などの資源を継ぎ、マーケットの求める魅力ある観光商品や観光地づくりを推進

(1) 魅力ある商品づくり

- ①日本一の温泉を活用した特色ある観光地づくり → 温泉の機能を活かした地産基料理や化粧水など様々な活用、温泉熱を利用した発電など新たな観光資源の活用
- ②地域素材に磨きをかけた観光商品づくり → 地域観光協会等や住民との協働による地域観光素材の掘り起こしや、ジオパークなど自然遺産を活用した新たな商品づくりを促進
- ③食の発展と質の向上 → 食観光の主流となるこだわり料理の発展や郷土料理の磨き、旬の食材による「おおいたの食」のバリエーション向上と情報発信などを推進
- ④文化を結んだ観光商品づくり → 文化財、伝統行事をはじめ、別府アルグリッチ音楽祭、県立美術館など文化や音楽、アートを活用した来訪者が憧れ、心ときめかせる商品づくり
- ⑤地域間連携による取組 → 豊の国千年ロマン観光圏などストーリー性や話題性のある広域観光商品づくりの支援

(2) 旅行目的に応じた心あたたまおもてなしの提供

- ・おもてなしの研修会やボランティアガイドの育成を通じたサービスの質的向上を推進 → 観光客のニーズに合ったおもてなしの提供
- ・地域ぐるみの歓迎態勢づくり、外国人観光客への日本文化や旅のマナーなどに関する情報提供 → MICE受入に関するコーディネーターの配置など受入態勢の整備

(3) 地域間をつなぐ二次交通の整備

- ・観光客の行動拡大のための路線バス、観光周遊バス、観光タクシーなどの活用促進

戦略2 誘客

(1) 国内誘客

- ①圏域別 それぞれの圏域のニーズを的確に捉えるとともに、女性や知的好奇心の高いアクティブシニア(団塊の世代)をメインターゲットとした誘客を推進
 - 1) 福岡圏 → 着地型観光の誘客を重点的に推進
 - ・旬の素材を活かした体験型の観光商品づくり、観光プロモーションの展開
 - ・マスコミ等への旬な情報提供、大分を応援するサポーター等を活用した誘客促進
 - ・グリーンツーリズムの新プログラム開発による一般客の誘客促進
 - 2) 関西圏 → 陸・海・空のアクセスの強みを活かした商品による誘客の促進
 - ・別府、湯布院のブランド力強化と地域素材を活用した魅力的な商品づくり
 - ・商談会や招へいツアーの開催による旅行社等への商品づくりの促進
 - ・「おおいたの食」を結んだ誘客促進
 - ・交通事業者と連携した商品づくりなどによる誘客促進(鉄道、フェリー、航空線)
 - 3) 首都圏 → 上質で多様な本県観光資源を売り込む有望マーケットとして、文化や芸術など上質な情報発信と運動した誘客を強化
 - ・知名度アップのためマスコミ等招へいツアーによる情報発信を推進
 - ・全庁的な情報収集に基づくビジネス観光とMICEを活用した誘客の促進
 - ・別府、湯布院のブランド力強化と歴史、文化等本物志向の誘客促進
- ②全国規模の誘客 全国規模で展開されるキャンペーン等の活用
 - 平成27年JRグループ「デスティネーションキャンペーン」の誘致を促進
- ③県内に向けて 県民こそが訪れたくなる魅力ある地域づくりを推進

(2) 海外誘客

航空路線が整備されている韓国や、規制緩和が進む中国上海地区・香港、台湾など主要都市を重点的に誘客活動を展開

【韓国】

- ①韓国 → 高級素材を活用した魅力ある観光商品づくりによる富裕層の誘客促進
 - ・九州オルレや登山など特定目的の誘客促進
 - ・親善旅行や週末2日制導入による週末の家族旅行ニーズへの対応

②中国

- 上海エリアや湖北省を重点地域として誘客を推進
 - ・知名度向上のため、メディアの活用や広域観光商品づくりの促進
 - ・上海や湖北省との観光交流や留学生等の人的ネットワークを活用した誘客

③香港

- 県産品などビジネス交流と運動した観光PRの強化

④台湾

- 誘客体制の整備と観光プロモーションなどによる情報発信

【受入態勢整備】

- ①国際クルーズ船の誘致 ②福岡空港などを活用した観光ルートの整備
- ③国際チャーター航空便の誘致 ④多言語化の環境整備

(3) 団体誘客

- ①教育旅行 → グリーンツーリズム、ブルーツーリズム、環境学習等の魅力あるプログラムを作り、広島、関西方面の中学校を中心に誘客を推進
 - ・中国・韓国からの訪日教育旅行についても積極的に誘致
 - 安全安心の受入態勢確立と教育効果の高い学びの場の提供
- ②MICE → 行政や関係団体の情報収集態勢を整備し、全国大会、スポーツ合宿等多分野への誘致活動を展開

戦略3 情報発信

大分県観光の素晴らしさを的確に伝える効果的な情報発信の強化

- (1) 関係機関が一体となった情報発信
 - ①大分県をイメージするキーワードを旗印にPR展開
 - ②各地の物産展等で官民一丸となった「チームおおいた」としての観光PRの展開
 - ③旅行会社等に対する招へいツアーと商談会を合わせて実施するなど効果的なPRを実施
- (2) あらゆる媒体を活用した情報発信
 - ①旅行情報サイトなどインターネットを通じた個人向け情報発信
 - ②マスコミ、観光関係誌からの取材協力要請に積極的に対応
 - ③アクティブシニアの旅行増加に注目した的確な情報発信
 - ④鉄道、フェリー、航空事業者等と連携した情報発信
- (3) 県外事務所・海外事務所等を通じた情報発信
 - ①県外事務所と地域観光協会との連携強化
 - ②上海事務所を通じた情報発信
 - ③坐来大分を活用した情報発信
- (4) 大規模イベント等を活用した情報発信
 - ・オートボリス、ストリータの試合など全国から観客が訪れる会場等において関係機関と協働で県観光をPR

戦略4 広域観光

海外や首都圏からの九州広域エリア周遊観光のニーズに対応した誘客態勢を整備

- ・福岡県、長崎県、熊本県、宮崎県との広域観光商品開発や情報共有
- ・九州観光推進機構などとの商談会やプロモーションの共同実施
- ・県内における地域間連携の観光プロジェクトなどの取組を支援

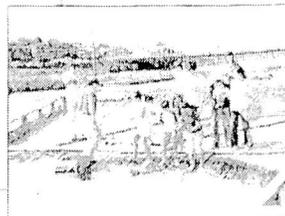
戦略5 職人気質の現場主義の推進

現場主義を徹底し、観光情報の収集と共有、観光関係者の連携強化などにより、状況の変化にも適切に対応できる体制を確立

- (1) 人材の育成とネットワークづくり
 - ・ツーリズム大学等を通じた観光を支えるリーダーの育成、行政と地域リーダーとの連携強化、ネットワークの共有などによる積極的な事業推進
 - ・行政機関における現場主義の徹底と観光に精通した人材の育成
- (2) 地域観光協会の活性化と相互の連携強化
 - ・全体的な向上と連携強化、住民との協働による現場主義の徹底
- (3) 大分県ツーリズム戦略推進協議会(仮称)の設置
 - ・実効性のある事業展開と本戦略の進捗状況の管理
- (4) ツーリズムおおいたの機能強化
 - ・県内観光のリーダーとして観光事業の企画・推進ができる態勢づくり

【目標】(平成27年度)

観光入込客数	1,900万人
県内宿泊客数	520万人
うち外国人宿泊客数	39万人
グリーンツーリズム宿泊数	2.3万人



本県ツーリズムの本旨

地域が輝き

人が訪れ

さらに地域が元気になる

産業	業種など	企業 団体名	所在地	番号	業種など	企業 団体名	所在地
1	販売(車)	大分ギンサセ(株)	大分市駅前3番交差点225-13	41	商業市場	丸井大分大分青果(株)	大分市豊後1-1
2	販売(靴)	カガシヤ(株)	大分市中央町1-10	42	生協	グリーンコープ生活共同組合おれび?	大分市豊後町4-415-1
3	販売(眼鏡)	(株)マノガネ	大分市中央町1-5-5	43	共済	大分県民共済生活協同組合	大分市城内町1-4-20
4	販売(携帯)	(株)第一電話システム	大分市赤松町1-60	44	行政	大分県庁	大分市大手町1-1
5	販売(機常)	株式会社ワールドワイド eショップ高城	大分市駅前町1-26	45	行政	大分市役所	大分市豊後町2-31
6	販売(事務機)	ミカサ商事(株)	大分市赤松町1-19-3F	46	行政	別府市役所	別府市上野町町1-15
7	インテリア	(有)アトリエシユメール	大分市宮園町885-1-10F	47	行政	佐伯市役所	佐伯市中央町町1-1
8	客駐	大分みらい信用金庫	別府市駅前町1番13号	48	行政	厚生労働省大分労働局	大分市豊後町11-20(大分県庁 ビル)内(大分県222号ビル)13号 3階
9	製造(食品)	フントーキン食品(株)	佐伯市1550	49	行政	由布市役所	由布市城崎町町128-1
10	製造(機器)	ムラテックメカトロニクス株式 会社大分工場	豊後津田町町15-1	50	公的団体	大分県社会福祉協議会	大分市大手町2-1-1
11	製造(菓子)	(株)楽 宮	由布市城崎町町豊崎町有通	51	公的団体	(財)大分県文化スポーツ振興財 団	大分市豊後1-15
12	菓子卸	(株)大島屋	大分市豊後4-1984-1-1	52	公的団体	(財)大分県文化スポーツ振興財 団(国際交流課)	大分市豊後2-33-1(大分県文化 センター)1F
13	情報通信	(株)ITT西日本(九州)大分 事業部	大分市長洲町1-1-1	53	公的団体	大分県農業協同組合中央会	大分市豊後町1-1-15
14	情報通信	大分交通(株)情報通信営業 部	大分市豊後町町西3-3	54	公的団体	大分県信用農業協同組合連合 会	大分市豊後1-4-15
15	情報通信(研究所)	(財)ハイパーネットワーク社 会研究所	大分市赤松町町51-6	55	病院	社会医療法人財団天心堂へつ ぎ病院	大分市大手町町中野町3番555
16	イベント企画	(株)デジタルデコ	大分市駅前町3-1-12	56	赤十字	日本赤十字社大分県支部	大分市千代町2-3-31
17	イベント企画	(株)チイクファイブ	大分市王1-14町10-22	57	福祉	社会福祉法人 杉の木会 第二 杉の木園	大分市大分市上野町159-2
18	マスコミ(TV)	大分ケーブルテレビコム(株)	大分市城崎町町1-1	58	福祉	つばき学園	大分市片島字長三郎2996-3
19	マスコミ(TV)	(株)OBSメディア21	大分市駅前町3-4	59	福祉	大分県のそみ園	由布市城崎町町町33-1
20	マスコミ(TV)	TCS	大分県大分市豊後町43-25	60	幼稚園	ひまわり学園	大分市赤松中央1-2-18
21	マスコミ(新聞)	大分合同新聞社	大分市城内町3-9-15	61	学校事務	学校法人 府内学園	大分市赤松町1-8-5
22	広 告	(株)大分毎日広告社	大分市豊後2-1-16 日本興業大分駅前 ビル5F	62	学校事務	大分県自動車学校	大分市富善531-1
23	コンベンション	ビーコンプラザ	別府市山の手の町12-1	63	NPO(教育)	NPO法人ABC野外教育セン ター	別府市宇江1185-2(吉浜97-1)の 内
24	芸術文化交流	アートプラザ共同事業体(株) コンベンションリンクージ	大分市高橋町3-31	64	NPO(アート)	NPO法人 BEPPU PROJECT	別府市野口元町2-35豊後ビル2F
25	ホテル	ホテル別府バスタラル	別府市東富栄1-4	65	NPO	NPO法人日本総合デザインサ ポート協会	大分市大分市羽根831-1
26	ホテル	悠影の宿 望海	別府市北浜3-8-7	66	デザイン	佐伯印刷(株)	大分市古御前1155-1
27	ホテル	ホテルニューツルタ (株)鶴田ホテル	別府市北浜1-14-15	67	芸術文化	大分県立芸術会館	大分市佐藤町1-61
28	ホテル	ホテル風月HAMMOND	別府市北中1期	68	芸術文化	大分県立図書館	大分市大字駅前587-1
29	ホテル	つるみ観光株式会社	別府市上田の湯町16-38	69	芸術文化	大分市美術館	大分市上野町665
30	ホテル	株式会社玉の湯	由布市黒石院町町川上2731-1	70	農業	有限会社ワタミファーム	臼杵市野津町大字西栗田2987-2
31	ホテル	花菱ホテル	別府市北浜2-14-20	71	地方自治	大分市会議員	大分市高橋町2-31(大分市役所)
32	ホテル	瀬駱の宿 晴海	別府市上ノ湯町町6-24	72	広域(宮崎)	株式会社ベルフォート日向	宮崎県日向市上町1-3
33	旅行	さくら旅行社	大分市新町15-32 OTSビル1F	73	広域(宮崎)	株式会社中山荘	宮崎県都城市松元町3街区20号
34	航空(空港)	大分航空ターミナル(株)	国東市安藤町下原13	74	広域(宮崎)	丸栄宮崎株式会社	宮崎県宮崎市佐土原町東上 郡岡17870-17
35	プライダル	エルセルモ大分	大分市大連町4-5-37	75	広域(佐賀)	株式会社マリトピア	佐賀市東葉3丁目7-8
36	プライダル	(株)ラック パルスファイブ	大分市城崎町3-3-30	76	広域(佐賀)	株式会社NBCラジオ佐賀	佐賀市本庄町大字本庄1249
37	プライダル	(株)エヴァース	大分市王子町32				
38	園芸	キクチ種苗(株)本店	大分市豊後285-1				
39	園芸	フラワーショップ「花遊」	大分市仲西町1-1-24 第1森和ビル1F				
40	環境	(株)環境整備産業	大分市下越3760-10				



大分県立芸術文化短期大学

Oita Prefectural College of Arts and Culture

大分県立芸術文化短期大学と江漢大学との
交流に関する協定書



大分県立芸術文化短期大学と江漢大学との 交流に関する協定書

一、名称

本協定の名称は、「大分県立芸術文化短期大学（以下「甲」と称す）と江漢大学（以下「乙」と称す）との交流に関する協定書」とする。

二、趣旨と目的

大分県立芸術文化短期大学と江漢大学双方は、両大学の相互信頼を基盤として、学術、教育および文化方面の交流を促進し、両学の共同利益と発展に貢献するため、ここに本交流協定を締結する。

三、交流内容

甲乙双方は、相互の教育的必要性に基づき、次に掲げる交流事業を共同で促進する。

(1) 学術交流。(2) 学生の交流。(3) その他教育的交流。

四、学術交流について

(一) 内容

甲乙は、双方の了解が得られる分野の範囲内で、次のような学術交流を行う。

- 1、共同研究活動。
- 2、学術研究出版物及び資料の交換。
- 3、研究、講義及び学術調査のための教職員の交流

(二) 経費

- 1、学術交流に要する渡航費、滞在費等その他の費用については、原則として、派遣教職員又は派遣大学が負担するものとする。
- 2、受入れ大学は、派遣教職員が教育及び研究を効果的に遂行できるよう、可能な限り、研究室、図書館等の学内施設設備の利用について便宜を提供するものとする。
- 3、受入れ大学は、派遣教職員の宿泊施設の手配について可能な限り努力するとともに、奨学金および補助金の申請に関する情報を提供するよう努力する。

五、学生交流

(一) 交流学生の人数及び期間

- 1、交流する学生は、年間5名以内とする。各学部もしくは学科別受入れ数は、専攻分野等を考慮し決定する。
- 2、留学生の受入れ大学における在学期間は、原則として1年間以内とする。具体的な時期について双方の合意に基づいて決定する。

(二) 選考・学習及び研究計画・身分・交流学生の権利と義務

- 1、交流する学生については、受入れ大学の必要条件を考慮し、派遣大学

が選考するものとする。

- 2、交流する学生の学習及び研究計画は、当該学生の学習歴及び志望を考慮して受入れ大学が決定する。
- 3、講義は、甲は日本語で行い、乙は中国語で行う。
- 4、交流する学生の身分は、交換留学生とする。
- 5、交流する学生は、留学先の大学において、図書館等大学の学生用施設を利用することができる。
- 6、交流する学生は、留学先の大学の学則に従い、指導教官の指導のもとに学習を行わなければならない。

(三)費用と住居について

- 1、交流する学生の検定料、入学料及び授業料は相互に不徴収とし、渡航費、滞在費等その他の費用は、自己負担とする。
- 2、受入れ大学は、適当な宿泊施設の手配に可能な限り努力するものとする。
- 3、本協定は、奨学金の給付を条件としないが、甲乙双方は交流する学生を経済的に援助する奨学金の情報を提供するように努力する。
- 4、留学終了時に受入れ大学は、学習履修歴等について学習証明書を発行する。甲乙双方は当該学生の学習成果について適切な評価を与えることができる。

六、その他

- (一) 本協定に基づく各々の事業の実施については、その都度、両大学で十分な協議・取り決めを経て、遂行するものとする。
- (二) 本協定を実施するにあたっては、両大学の自主性を損なわないものとし、両大学とも、他方からいかなる制裁も受けない。
- (三) 本協定は、相互の同意により改正することができる。
- (四) 本協定は、締結の日から5年間有効とする。本協定を修正する場合並びに継続を希望する場合には、双方の協議を経て決定するもの。
- (五) 本協定は、日本語と中国語で作成し、両文書は等しく効力を有する。
- (六) 双方がそれぞれ日本語と中国語で作成された本協定を1部ずつ保管する。
- (七) 本協定は、両大学の代表者が署名した日から効力を発する。

2009年 2月 20日

代表人 (サイン)

甲 (公印)



09年 2月 22日

代表人 (サイン)

乙 (公印)





江汉大学与大分县立艺术文化短期大学
交流协议书



大分県立芸術文化短期大学
Oita Prefectural College of Arts and Culture

江汉大学与大分县立艺术文化短期大学交流协议书

甲方：江汉大学

乙方：大分县立艺术文化短期大学

一、名称

本协议书的名称为江汉大学与大分县立艺术文化短期大学交流协议书。

二、宗旨和目的

为了促进甲乙双方在学术、教育以及文化方面的交流，为两校的共同利益和发展作出贡献，双方在相互信赖的基础上缔结本交流协议书。

三、交流内容

甲乙双方基于相互教育的必要性，共同促进下列交流：

- (一) 学术交流；
- (二) 学生交流；
- (三) 其他教育方面的交流。

四、学术交流

(一) 内容

为加深双方的了解，甲乙双方在各自领域内进行以下学术交流活动：

- 1、共同研究活动；
- 2、学术研究出版物及资料的交换；
- 3、从事研究、教学以及考察方面的教职员交流。

(二) 费用

1、进行学术交流所需旅费、滞留费以及其他费用，原则上由所派遣的教职员或者派遣大学负担；

2、接受大学一方为了使派遣大学的教职员达到教育及研究效果，应尽可能地提供研究室、图书室等校内设施。

3、接受大学一方应尽可能为派遣大学的教职员安排好住宿，并为他们获得奖学金、补助金提供必要的信息并给予可能的帮助。

五、学生交流

(一) 交流学生的人数及期限

1、交流学生一年5名以内。

各系接受学生的人数，根据专门研究的领域来决定。

2、留学生在校期限原则上为一年以内，具体时期由双方共同商定。

(二) 选拔、研究计划、身份、交流学生的权利和义务：

1、派遣大学要根据接受一方的必要条件选拔留学生；

2、交流学生的学习研究计划，接受方要根据留学生本人的学历及志愿来决定。

3、授课时，甲方用中国语，乙方用日语。

4、交流学生身份为交换留学生。

5、交流中的学生在留学的大学里，可以利用图书馆等正规大学生能使用的设备。

6、交流学生要遵照留学大学的校规，在指导教师的指导下进行学习。

(三) 有关费用及住房安排：

1、交流学生的审定费、入学费及授课费相互全免。往返机票、生活费及其他各种费用自理。

2、接受方在可能的情况下为学生安排好住房。

3、本协议不设立奖学金，但甲乙双方应努力为交流学生提供经济援助的奖学金情报。

4、留学结束时，接受一方的学校可发关于修完学分等的证明书。另外，甲乙双方应当对该留学生的学习成果给予适当的评价。

六、其他

(一) 依据本协议开展的各项事业，均须经过甲乙双方充分的协商和决定后才能实施；

(二) 本协议在履行期间，甲乙双方的自主性均不受损失，均有权不接受对方的制裁；

(三) 本协议经过甲乙双方同意可以作出修改；

(四) 本协议自签订之日起有效期为五年，本协议的变更以及续签，须经甲乙双方协商后才能决定；

(五) 本协议用汉语和日语两种文字写成，两种文字具有同等法律效力；

(六) 本协议双方分别保存用汉语和日语写成的协定各一份。

(七) 本协议自甲乙双方签字盖章之日起生效。

代表人（签字）：

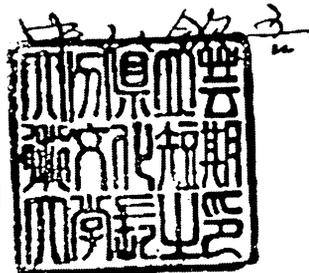


杨卫东

代表人（签字）：

乙方（盖章）：

2009年2月20日



公立大学法人大分県立芸術文化短期大学招へい教員規程（改正後）

平成23年6月9日
規程第73号
改正 平成24年12月14日

（総則）

第1条 この規程は、大分県立芸術文化短期大学（以下「本学」という。）と海外の高等教育機関との学術・教育・文化方面の交流を促進するとともに教員の多様性を高め教育及び研究の進展を図るために招へいする教員（以下「招へい教員」という。）に関し必要な事項を定める。

（選考）

第2条 招へい教員の選考は、教育研究審議会の議に基づき、理事会の承認を得て、学長が行う。

（資格）

第3条 招へい教員の本学における資格は、教授、准教授、講師及び助教とし、教員選考規程第5条から第8条に準じて、前条により決定する。

（招へい期間）

第4条 招へい教員の雇用期間は1年とする。ただし、交流協定先と協議のうえ、教育及び学術研究上必要と認められた場合は、更新することができる。

（経費の支給）

第5条 招へい教員の給料及び手当は、職員給与規程に基づき支給する。ただし手当は住居手当及び通勤手当とする。

2 渡航費及び滞在費その他の費用は、職員の旅費に関する規程に基づき、その全部又は一部を支給することができる。

3 退職手当は支給しない。

（勤務労働条件）

第6条 招へい教員の勤務時間、休日及び休暇等は、勤務時間、休日及び休暇等に関する規程を適用する。ただし、第19条から第23条は適用しない。

（出張）

第7条 学長は、教育研究活動上必要がある場合には、招へい教員に出張を命じることができる

（施設等の使用）

第8条 学長は、招へい教員が教育・研究のため、必要な諸施設・設備を本学の教育・研究に支障のない範囲において使用させることができる。

（規則の遵守）

第9条 招へい教員は、本学の諸規程を遵守しなければならない。

(守秘義務)

第10条 招へい教員は、教育研究上知ることのできた秘密を他に漏らしてはならない。ただし、法令に基づく証人、鑑定人等として、本学の許可を得て証言する場合には、この限りではない。

2 前項の規定は、招へい教員としての受入れが終了した後も、これを適用する。

(損害賠償)

第11条 本学は、招へい教員が故意又は過失により本学に損害を与えた場合には、その損害の全部又は一部について、賠償を求めることができる。

(雑則)

第12条 この規程に定めるもののほか、招へい教員に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成23年6月9日から施行する。

附則

この規程は、平成24年12月14日から施行する。

公立大学法人大分県立芸術文化短期大学職員就業規則

平成18年 4月 1日
規程第 20号

第1章 総則

(目的及び法令等との関係)

第1条 この規則は、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）第89条第1項の規定に基づき、公立大学法人大分県立芸術文化短期大学（以下「本学」という。）に勤務する職員の勤務条件、服務規律その他の就業に関する事項を定めるものである。

2 この規則及びこれに附属する諸規程に定めのない事項については、労基法、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「地独法」という。）及びその他の関係法令の定めるところによる。

(適用範囲)

第2条 この規則は、本学に勤務する教育職員及び事務職員（以下「職員」という。）に適用する。

2 前項の職員には、第4条第2項で雇用される職員を含む。ただし、次に該当する者は含まない。

- (1) 期限付雇用職員
- (2) 非常勤講師
- (3) 大分県から派遣中の者
- (4) 本学の役員
- (5) その他理事長が定める者

3 前項第1号、第2号及び第5号に掲げる職員の就業に関する事項は別に定める。

(規則の遵守)

第3条 本学及び職員は、誠意をもってこの規則を遵守しなければならない。

第2章 人事

第1節 採用

(採用)

第4条 職員の採用は、競争試験又は選考によるものとする。

2 本学は、前項により採用する職員のうち、必要がある場合は、期間を定めて労働契約をすることがある。

3 本節に定めるもののほか、職員の採用について必要な事項は別に定める。

(勤務条件の明示)

第5条 本学は、採用しようとする職員に対し、あらかじめ次の事項を記載した文書を交付するものとする。

- (1) 給与に関する事項
- (2) 勤務場所及び従事する業務に関する事項
- (3) 労働契約の期間に関する事項

- (4) 始業及び終業の時刻、所定勤務時間を超える勤務の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を2組以上に分けて就業させる場合における就業時転換に関する事項
- (5) 退職に関する事項（解雇の事由を含む。）

(提出書類)

第6条 職員として採用された者は、次の書類を速やかに本学に提出しなければならない。ただし、本学が必要ないと認めた場合は一部を省略することができる。

- (1) 誓約書
 - (2) 履歴書
 - (3) 卒業（修了）証明書
 - (4) 成年被後見人又は被保佐人でないことの証明
 - (5) 住民票記載事項の証明書（外国籍の場合は、外国人登録証明書）
 - (6) 健康診断書（3か月以内のもの）
 - (7) その他本学が必要と認める書類
- 2 前項の提出書類の記載事項に異動があった場合は、職員は、書面により、その都度速やかに届けなければならない。
- 3 職員が、これら届出を遅滞した場合、届出をしなかった場合、又は虚偽の届出をした場合において、本人が本学から不当な利益を得たことが発覚したときは、速やかに差額分全額を本学に返還しなければならない。また、悪質と認められた場合は、所定の手続きに基づき、懲戒処分とする。

(提出書類の利用目的)

第7条 本学は、本規則及び関連諸規程に基づき提出された書類を、次の目的のため利用する。

- (1) 採用の決定
- (2) 配属先の決定
- (3) 給与、期末勤勉手当、退職金の決定
- (4) 給与、期末勤勉手当、退職金の支払に必要な手続
- (5) 共済組合、雇用保険の加入・変更等に必要な手続
- (6) 人事異動（出向の場合も含む）
- (7) 人事考課
- (8) 昇降給の決定
- (9) 健康管理
- (10) 表彰・懲戒
- (11) 退職・解雇
- (12) 災害補償
- (13) 福利厚生
- (14) 教育訓練
- (15) 前各号の他、本学の諸規定を実施するために必要な事項

(試用期間)

第8条 新たに職員として採用された者については、採用の日から6か月間の試用期間を設ける。ただし、本学が必要と認めた場合は、試用期間を短縮し、1年に至るまで延長し、又は設けないことができる。

- 2 試用期間中の職員は、次の各号の一に該当する場合は、これを解雇し、又は試用期間満了時

に本採用を拒否することができる。

- (1) 勤務成績が不良な場合
- (2) 心身に故障がある場合
- (3) その他職員として適格性を欠く場合

3 試用期間は、勤続年数に通算する。

第2節 配置及び評価

(配置)

第9条 職員の配置は、本学の業務上の必要、本人の適性等を考慮して行う。

(昇任又は降任)

第10条 職員の昇任又は降任は、本人の勤務成績、能力、成果等を公正に評価した人事評価に基づいて行う。

- 2 第22条第1項及び第4項の規定は、降任において準用する。
- 3 第1項の人事評価の基準、方法等については別に定める。

(人事異動)

第11条 業務上の必要がある場合は、本学は職員に対して、職場異動又は従事する職務を変更し、若しくは他大学、関係機関等へ出向（以下「異動」という。）を命じることがある。

- 2 職員は、正当な理由がないときは、前項に基づく命令を拒否することができない。
- 3 出向を命じられた職員の取扱いについて必要な事項は別に定める。

(赴任)

第12条 赴任命令を受けた職員は、指定された期日までに赴任しなければならない。ただし、住居の移転を伴う等やむを得ない事情があり、本学の承認を得た場合は、この限りでない。

第3節 休職

(休職)

第13条 職員が、次の各号の一に該当する場合は、これを休職にすることができる。

- (1) 心身の故障のため、長期の休養を要する場合
 - (2) 刑事事件に関し起訴され、職務の遂行に支障を来す場合
 - (3) その他特別の事由により、休職とすることが適当と認められる場合
- 2 試用期間中の職員には、前項の規定を適用しない。
 - 3 本節による休職の取扱いについて必要な事項は、別に定める公立大学法人大分県立芸術文化短期大学職員の身分取扱いに関する規程による。

(休職の期間)

第14条 前条第1項第1号に掲げる事由による休職の期間は、3年以内とする。この場合において、休職の期間が3年に満たないときは、引き続き3年を超えない範囲内において、これを更新することができる。

2 前条第1項第2号に掲げる休職の期間は、その事件が裁判所に係属する期間とする。ただし、その係属期間が2年を超えるときは、2年とする。

- 3 前条第1項第3号に掲げる事由による休職の期間は、3年を超えない範囲内において別に定める。

(休職中の身分及び給与)

第15条 休職者は、職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

- 2 休職者の給与について必要な事項は、別に定める公立大学法人大分県立芸術文化短期大学職員給与規程による。

(復職)

第16条 休職中の職員の休職事由が消滅したときは、速やかに復職させるものとする。

第4節 退職

(退職)

第17条 職員は、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める日をもって退職したものとし、職員の身分を失う。

- (1) 退職を申し出たとき 本学が退職日と認めた日
- (2) 定年に達したとき 定年に達した日以後最初の3月31日
- (3) 労働契約の期間が満了したとき 労働契約期間満了の日
- (4) 第14条に定める休職期間が満了し、休職事由がなお消滅しないとき 休職期間満了の日
- (5) 死亡したとき 死亡日
- (6) 本学の役員に就任したとき 就任の前日
- (7) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職に就任したとき 就任の前日
- (8) 行方不明となったとき 行方不明となった日の翌日から起算して30日を経過した日

- 2 前項第4号及び第8号の取扱いについて必要な事項は、別に定める公立大学法人大分県立芸術文化短期大学職員の身分取扱いに関する規程による。

(自己都合による退職手続)

第18条 職員が退職しようとするときは、退職を予定する日の3か月前までに文書をもって本学に願出するものとする。ただし、本学が特に認めた場合は、この限りではない。

(定年)

第19条 職員の定年は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 教育職員 満65歳
- (2) 事務職員 満60歳

(定年の延長)

第20条 前条の規定により定年に達した教授について、特に必要があると認める場合は、定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、引き続いて勤務させることができる。

- 2 前項の事由が引き続き存すると認める場合は、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、定年退職日の翌日から起算して5年を超えることができない。

- 3 前条第1項の既定にかかわらず、特に本学の教育研究上の必要があると認められる場合は、同号の定年を超える年齢の教授を新たに採用することができる。ただし、この場合の定年は満70歳を超えることができない。
- 4 本条に定めるもののほか、定年の延長について必要な事項は別に定める。

(再雇用)

第21条 第19条の規定により退職した職員については、別に定める公立大学法人大分県立芸術文化短期大学職員再雇用規程により再雇用することができる。

第5節 解雇

(解雇)

第22条 職員が次の各号の一に該当する場合は、解雇することができる。

- (1) 勤務成績が著しく良くない場合
 - (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
 - (3) 経営上又は業務上やむを得ない場合
 - (4) その他職務に必要な適格性を欠く場合
- 2 職員が次の各号の一に該当する場合は、解雇する。
- (1) 成年被後見人又は被保佐人となった場合
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた場合
 - (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合
- 3 前項第2号の規定にかかわらず、職務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁固以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された職員について、情状を考慮して特に必要と認める場合は、解雇しないものとする。ただし、解雇しないものとされた職員がその刑の猶予の言渡しを取り消されたときは、その取り消しの日に解雇するものとする。
- 4 その他解雇を行う場合において必要な事項は、別に定める公立大学法人大分県立芸術文化短期大学職員の身分取扱いに関する規程による。

(解雇制限)

第23条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する期間は解雇しない。ただし、第1号の場合において療養開始後3年を経過した日において、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号。以下「地公災法」という。）に基づく傷病補償年金を受けている場合又は同日後において傷病補償年金を受けることとなった場合は、この限りでない。

- (1) 業務上負傷し、又は疾病にかかり療養のため休業する期間及びその後30日間
- (2) 産前産後の女性職員が、別に定める公立大学法人大分県立芸術文化短期大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程の規定により取得する産前産後の休暇期間及びその後30日間

(解雇予告)

第24条 第22条第1項の規定により職員を解雇する場合は、少なくとも30日前に予告するか、又は平均賃金の30日分の予告手当を支給するものとする。ただし、試用期間中の職員（14日を超えて引き続き雇用された者を除く。）を解雇するとき又は労働基準監督署の認定を受

けたときは、この限りではない。

2 前項の予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。

(退職後の責務)

第25条 本学を退職し、又は解雇された職員は、保管中の備品、書類その他すべての物品を速やかに返還しなければならない。

(退職証明書の交付)

第26条 本学を退職し、又は解雇された者（解雇を予告された者を含む。）から、次の事項の全部又は一部について証明書の交付の請求があった場合は、速やかにこれを交付する。

- (1) 雇用期間
- (2) 業務の種類及び地位
- (3) 給与
- (4) 退職の事由（解雇の場合はその理由）

第3章 給与

(給与)

第27条 職員の給与については、別に定める公立大学法人大分県立芸術文化短期大学職員給与規程による。

(退職手当)

第28条 職員の退職手当については、別に定める公立大学法人大分県立芸術文化短期大学職員退職手当規程による。

第4章 服務

(誠実義務及び職務専念義務)

第29条 職員は、職務上の責務とその職務の公共性を自覚し、誠実かつ公正に職務を遂行するとともに、その職務に専念しなければならない。

2 本章に定めるもののほか、職員の服務について必要な事項は別に定める。

(遵守事項)

第30条 職員は次の事項を守らなければならない。

- (1) 法令及び本学が定める規則、規程等を遵守し、上司等の指示に従い、職場の規律を保持し、互いに協力して、その職務を遂行しなければならない。
- (2) 本学の名誉若しくは信用を傷つけ、その利益を害し、又は職員全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- (3) 職務上の地位を私的に利用してはならない。
- (4) 職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならず、また退職後も同様とする。ただし、法令による証人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合において、本学の許可を受けた場合はこの限りでない。
- (5) 本学の敷地及び施設内（以下「学内」という。）で、喧騒、その他秩序・風紀を乱す行為をしてはならない。

(6) 本学の許可なく、学内で集会、演説、宣伝又は文書面の配付、回覧、掲示その他これに準じる行為をしてはならない。

(ハラスメントの防止)

第31条 職員は、基本的人権の侵害及びセクシュアル・ハラスメント等、いかなるハラスメントも行ってはならず、またその予防に努めなければならない。

2 セクシュアル・ハラスメント等の防止について必要な事項は、別に定める公立大学法人大分県立芸術文化短期大学セクシュアル・ハラスメント等人権侵害防止規程による。

(兼業)

第32条 職員は、本学の許可を受けた場合でなければ、他の業務に従事してはならない。

2 職員の兼業について必要な事項は、別に定める公立大学法人大分県立芸術文化短期大学職員兼業規程による。

(倫理)

第33条 職員は、職務に係る倫理の保持に努めなければならない。

2 職員の倫理について必要な事項は、別に定める公立大学法人大分県立芸術文化短期大学職員倫理規程による。

第5章 勤務時間、休日、休暇等

(勤務時間、休日及び休暇等)

第34条 職員の勤務時間、休日及び休暇等については、別に定める公立大学法人大分県立芸術文化短期大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程による。

(育児休業又は育児部分休業)

第35条 職員のうち、満3歳に満たない子の養育を必要とする者は、本学に申し出て育児休業又は育児部分休業の適用を受けることができる。

2 育児休業又は育児部分休業の適用を受けることができる職員の範囲その他必要な事項については、別に定める公立大学法人大分県立芸術文化短期大学職員育児休業等に関する規程による。

(介護休業又は介護部分休業)

第36条 職員のうち必要のある者は、本学に申し出て介護休業又は介護部分休業の適用を受けることができる。

2 介護休業又は介護部分休業の適用を受けることができる職員の範囲その他必要な事項については、別に定める公立大学法人大分県立芸術文化短期大学職員介護休業等に関する規程による。

(出張)

第37条 業務上必要がある場合は、職員に出張を命じることができる。

2 出張を命じられた職員が出張を終えたときは、速やかにその旨を本学に報告しなければならない。

(旅費)

第38条 前条の出張に要する旅費について必要な事項は、別に定める公立大学法人大分県立芸術文化短期大学職員旅費規程による。

術文化短期大学職員旅費規程による。

第6章 研修

(研修)

第39条 本学は、職務に関する必要な知識及び技能を向上させるため、職員の研修の機会提供に努めるものとする。

第7章 賞罰

(表彰)

第40条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰できる。

- (1) 職務上特に顕著な功績があった場合
- (2) 本学の名誉となり、又は職員の模範となる善行を行った場合
- (3) その他学長が必要と認める場合

2 職員の表彰について必要な事項は別に定める。

(職務発明)

第41条 職員の職務上の発明について必要な事項は別に定める。

(懲戒)

第42条 職員が次の各号の一に該当する場合は、懲戒処分を行う。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (2) 正当な理由がなく無断欠勤をした場合
- (3) 正当な理由がなくしばしば遅刻、早退する等勤務を怠った場合
- (4) 故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合
- (5) 窃盗、横領、傷害等の刑法犯に該当する行為があった場合
- (6) 本学の名誉又は信用を著しく傷つけた場合
- (7) 素行不良で本学の秩序又は風紀を乱した場合
- (8) 経歴を故意に偽った場合
- (9) その他法令及び本学が定める規則、規程等に違反し、又は前各号に準じる行為があった場合

(懲戒の種類)

第43条 懲戒は、前条各号に掲げる非違行為の程度に応じ、次の区分によるものとする。

- (1) 戒告 始末書を提出させ、将来を戒める。
- (2) 減給 始末書を提出させ、給与の一部を減額する。ただし、1回の額は労基法第12条に規定する平均賃金の半日分又はその総額が一給与支払期間の給与総額の10分の1を限度とする。
- (3) 停職 始末書を提出させ、1日以上6か月以下を限度として勤務を停止し、職務に従事させず、その間給与を支給しない。
- (4) 諭旨解雇 退職を勧告し、解雇する。ただし、これに応じない場合は懲戒解雇とする。
- (5) 懲戒解雇 予告期間を設けずに即時に解雇する。

2 その他職員の懲戒の取扱いについて必要な事項は、別に定める公立大学法人大分県立芸術文

化短期大学職員の身分取扱いに関する規程による。

(訓告等)

第44条 前条に規定する場合のほか、服務を厳正にし、規律を保持するため必要がある場合は、訓告又は嚴重注意を行うことができる。

(損害賠償)

第45条 職員が故意又は重大な過失により本学に損害を与えた場合は、前2条の規定による懲戒処分又は訓告等の有無にかかわらず、その損害の全部又は一部を賠償させることができる。

第8章 安全及び衛生

(安全、衛生及び健康の確保に関する措置)

第46条 本学は、職員の心身の健康増進と危険防止のために必要な措置をとらなければならない。

2 職員は、安全、衛生及び健康の確保について、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の関係法令のほか、上司等の命令に従うとともに、本学が行う安全及び衛生に関する措置に協力しなければならない。

3 安全、衛生及び健康の確保について必要な事項は、別に定める公立大学法人大分県立芸術文化短期大学職員安全衛生管理規程による。

第9章 災害補償

(業務災害)

第47条 職員の業務上の災害については、地公災法の定めるところにより、補償を行う。

(通勤災害)

第48条 職員の通勤途上における災害については、地公災法の定めるところにより、補償を行う。

第10章 その他

(その他)

第49条 その他職員の就業に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

国際総合学科履修モデル(1)

国際コミュニケーションコース

科目区分		1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	卒業要件単位数		単位合計
共通教育科目	一般教養科目	国際関係入門(2) 情報機器基礎演習(2)	経済学(2)	サービスラーニングⅢ(1)	情報モラル(2)	13単位以上	15単位以上	13
	外国語科目	英語ⅠA(1) フランス語ⅠA(1)※	英語ⅠB(1) フランス語ⅠB(1)※	英語ⅡA(1)※	英語ⅡB(1)※	2単位以上		2
専門教育科目	現代教養	国際総合入門(2) 国際ボランティア論(2) 観光総論(2) ビジネス実務総論(2) キャリアデザイン演習Ⅰ(1)	英語圏の文化と社会(2) キャリアデザイン演習Ⅱ(1)	ヨーロッパの文化と社会(2)	比較文化論(2) 現代日本論(2)	18単位以上		18
	国際コミュニケーション	英語コミュニケーション(初級)(2) 海外英語実習(イギリス)(2)	英語コミュニケーション(中級)(2) 国際関係論(2) 国際秘書概論(2)	ビジネス英語(初級)(2) 国際法入門(2)	ビジネス英語(中級)(2)	16単位以上	22単位以上	16
	観光マネジメント・現代キャリア	秘書実務Ⅰ(1)	秘書実務Ⅱ(1) 文章表現Ⅰ(2)	秘書概論(2)		6単位以上		6
	ゼミナール	基礎ゼミナール(2)	教養ゼミナール(2)	卒業研究(4)		8単位		8
単位合計		22	18	10	13			63

(注1) 外国語科目等から4単位以内を一般教養科目として認定することができる。

※印の科目は一般教養科目として認定される科目である。

(注2) 2年次に通年で開講される「卒業研究」の単位は2年後期に算入している。

上のモデル中の科目を履修することで、「上級秘書士(国際秘書)」の資格取得が可能である。

国際総合学科履修モデル(2)

観光マネジメントコース

科目区分		1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	卒業要件単位数		単位合計
共通教育科目	一般教養科目	芸術文化I—美の世界(2) 健康・スポーツA(1)	芸術文化II—鑑賞とマネジメント(2)	心理学(2) 地域社会特講I(2)	文学(2)	13単位以上	15単位以上	13
	外国語科目	韓国語IA(1)	韓国語IB(1)	韓国語IIA(1)※	韓国語IIB(1)※	2単位以上		2
専門教育科目	現代教養	国際総合入門(2) 国際ボランティア論(2) 観光総論(2) ビジネス実務総論(2) キャリアデザイン演習I(1)	日本の文化と社会(2) キャリアデザイン演習II(1)	アジアの文化と社会(2)	余暇論(2) 文化交流史(2)	18単位以上		18
	観光マネジメント	大分の観光と文化(2) 観光英語(2)	観光ビジネス論(2) 国際観光ビジネス(2)	観光実務論(2) 観光フィールドワーク(2)	観光資源論(2) 観光経済学(2)	16単位以上	22単位以上	16
	国際コミュニケーション・現代キャリア	インターンシップ(1)	海外韓国語実習II(2) デジタル文書作成演習(1)	ビジネス実務演習(2)		6単位以上		6
	ゼミナール	基礎ゼミナール(2)	教養ゼミナール(2)	卒業研究(4)		8単位		8
単位合計		20	15	13	15			63

(注1)外国語科目等から4単位以内を一般教養科目として認定することができる。

※印の科目は一般教養科目として認定される科目である。

(注2)2年次に通年で開講される「卒業研究」の単位は2年後期に算入している。

上のモデル中の科目に加え、下記の①・②の科目群から、それぞれ1科目ずつ選択して履修することにより、「観光ビジネス実務士」の資格取得が可能となる。

①「観光文化論」、「エコツーリズム論」、「ホスピタリティ論」、「ユニバーサルデザイン」、「観光地理論」

②「観光ビジネス特論」、「ホテルビジネス実務」、「グランドスタッフ実務」

国際総合学科履修モデル(3)

現代キャリアコース

科目区分		1年前期	1年後期	2年前期	2年後期	卒業要件単位数		単位合計
共通教育科目	一般教養科目	情報機器基礎演習(2) メディアリテラシー(2)	経済学(2) キャリアプランニング(2)	時事ニュース研究(2) サービスラーニングⅢ(1)	情報モラル(2)	13単位以上	15単位以上	13
	外国語科目	中国語IA(1)	中国語IB(1)			2単位以上		2
専門教育科目	現代教養	国際総合入門(2) 国際ボランティア論(2) 観光総論(2) ビジネス実務総論(2) キャリアデザイン演習Ⅰ(1)	現代総合人間論(2) キャリアデザイン演習Ⅱ(1)	アジアの文化と社会(2) 日本の伝統文化(2)	比較文化論(2)	18単位以上		18
	現代キャリア	検定日本語演習(2) 秘書実務Ⅰ(1) インターンシップ(1)	経営学総論(2) 秘書実務Ⅱ(1) 文章表現Ⅰ(2) ビジネス コンピューティング(1)	ビジネス実務演習(2) 秘書概論(2)	ビジネス法規(2)	16単位以上	22単位以上	16
	国際コミュニケーション・観光マネジメント		国際経済論(2)	検定中国語演習(2)	観光経済学(2)	6単位以上		6
	ゼミナール	基礎ゼミナール(2)	教養ゼミナール(2)	卒業研究(4)		8単位		8
単位合計		20	18	13	12			63

(注)2年次に通年で開講される「卒業研究」の単位は2年後期に算入している。

上のモデル中の科目を履修することで、「ビジネス実務士」の資格取得が可能である。

大分県立芸術文化短期大学と江漢大学との 「1.5+1+1.5」プログラムに関する覚書

教育の改革を深化し、同学間の交流を深め、それぞれの特色を活かし、創造力と実践的能力を持つ有為な人材の育成を目的として、大分県立芸術文化短期大学（以下「甲」という）と江漢大学（以下「乙」という）とは、平等互惠、相互発展の原則に基づき、「1.5+1+1.5」プログラムについて以下の合意に達した。

一、特別聴講生（以下「聴講生」という）の人数と交流期間

- 1 甲は、乙から聴講生を初年度に5名を受け入れる。次年度からの具体的な受け入れ人数は状況により、甲乙双方が協議した上で決定する。
- 2 乙の外国語学院日本語学科の聴講生は、乙の二年次の春学期（第四学期）に甲の前期から履修し、学生間の交流を図る。
- 3 甲における聴講生の履修期間は、4月から翌年3月までの1年間とする。
- 4 本プログラムは、2013年3月から実施する。

二、聴講生の選考、権利及び義務

- 1 本プログラムの聴講生は、日本語学力優秀者を条件とし、甲が受け入れに関する決定権を持つ。
- 2 聴講生は、甲において図書館、保健室など学内の施設の利用について、一般の学生と同等の待遇を受ける。
- 3 甲は経済的に援助するための奨学金情報の提供に努力する。
- 4 聴講生は、甲の学則に従い、指導教員のもとで学習に努めなければならない。履修期間終了後、甲は聴講生に成績証明書を発行する。

三、費用及び学生生活

- 1 聴講生は、甲の規程に従い、授業料を支払う（教材費などは含まない）。往復渡航費、住宅費、生活費は聴講生の自己負担とする。
- 2 甲は、適切な宿泊施設の確保に可能な限り努力する。
- 3 甲は、聴講生にチャーターを配して、聴講生の学習や生活などを中心にサポートする。

四、その他

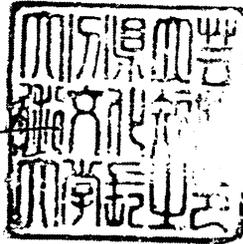
- 1 この覚書の改正及び終了は、甲乙双方の合意を得て行う。
- 2 この覚書は、甲乙双方の代表者により署名された日から効力を発する。
- 3 この覚書は、日本語版と中国語版とを作成するが、そのいずれもが正式な文書であり、同等の効力を有する。甲乙はそれぞれ1通を保管する。

甲 大分県立芸術文化短期大学

乙 江漢大学

代表者

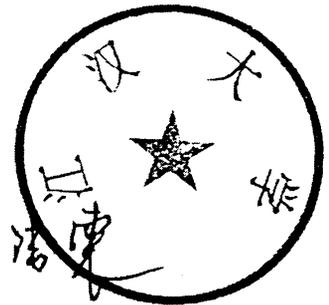
甲山 欽



2012年 9月 1日

代表者

林 浩東



2012年 9月 6日

江汉大学与大分县立艺术文化短期大学

关于“1.5+1+1.5”项目备忘录

为了深化教育改革，加深两校间的交流，发挥各自的优势，培养具有创新意识和实践能力的应用型人才，江汉大学（以下称为：甲方）同大分县立艺术文化短期大学（以下称为：乙方）本着平等互利、共同发展的原则，就“1.5+1+1.5”项目达成以下协议：

一、特别交流生（以下简称交流生）人数及交流时间

1. 乙方第一年接收甲方交流生5名。今后每年接收人数由甲、乙双方根据实际情况商议决定。
2. 甲方选派的学生为外国语学院日语专业学生，于第一学年春季学期（第四学期）赴乙方（前期）学习、交流。
3. 甲方交流生在乙方的学习时间为一年，期间为当年4月至第二年3月。
4. 本项目2013年3月开始启动。

二、交流生的选定、权利和义务

1. 甲方须选派优秀学生参加本交流项目，是否接收由乙方决定。
2. 甲方交流生在图书馆、保健室等面向学生开放的设施使用上，享受乙方正规生同等待遇。
3. 乙方向甲方交流生提供奖学金信息，为甲方交流生解决生活、学习困难提供方便。
4. 甲方交流生须遵守乙方的相关规定，在乙方指定教师的指导下努力学习。学习交流结束后，乙方为甲方交流生开具学习证明。

三、费用及生活

1. 甲方交流生须按照乙方规定支付学费（不含教材费）、往返机票、住宿费、生活费由学生自己承担
2. 乙方尽全力帮助甲方交流生寻找合适的住处
3. 乙方为每名甲方交流生指定一名特别辅导员，负责协助处理甲方交流生在乙方交流期间遇到的学习及生活等方面的问题

四、其他

1. 本备忘录的修正、终止须经甲、乙双方同意后方可进行
2. 本备忘录自甲、乙双方负责人签字之日起正式生效
3. 本备忘录中文版、日语版均为正式文件，具备同等效用。甲、乙双方保管中文、日文版各一份。



甲方：江汉大学

(盖章)

甲方代表：

杨浩东

2012年9月6日

乙方：大分县立艺术文化短期大学

(盖章)

乙方代表：

中山 欽

2012年9月1日



海外語学実習受入れ先一覧

海外英語実習 (イギリス)

実習施設名	エセックス大学 インターナショナルアカデミー University of Essex, International Academy
所在地	Wivenhoe Park, Colchester CO4 3SQ, UK
受入れ可能人数	制限なし (これまで10名程度が参加)
実習実施期間	4週間 (8月中旬から9月中旬) 平成24年度は8月18日～9月17日に実施

海外英語実習 (ニュージーランド)

実習施設名	クライストチャーチポリテクニク工科大学 Christchurch Polytechnic Institute of Technology
所在地	150 Madras Street, Christchurch, New Zealand
受入れ可能人数	制限なし (これまで6～15名程度が参加)
実習実施期間	4週間 (2月中旬から3月中旬) 平成24年度は平成25年2月18日～3月15日に実施予定

海外英語実習 (アメリカ)

実習施設名	カリフォルニア大学デイビス校 国際教育センター University of California Davis Extension, Center for International Education
所在地	1333 research Park Drive Davis, California 95616, USA
受入れ可能人数	30名 (これまで20名程度が参加)
実習実施期間	4週間 (2月中旬から3月中旬) 平成24年度は平成25年2月11日～3月8日に実施予定

海外フランス語実習

実習施設名	サヴォワ大学 ISEFE Institut Savoisien d'Etudes Françaises pour Etrangers
所在地	Domaine Universitaire de Jacob-Bellecombette B.P. 1104-73011 Chambéry, France
受入れ可能人数	8名～18名 (これまで9～15名程度が参加)
実習実施期間	4週間 (2月中旬から3月中旬) 平成24年度は平成25年2月15日～3月20日に実施予定

海外中国語実習

実習施設名	江漢大学
所在地	中国湖北省 武汉市汉阳沌口经济开发区三角湖8号
受入れ可能人数	制限なし
実習実施期間	3週間 (2月中旬から3月上旬)

海外韓国語実習 I, II

実習施設名	高麗大学 国際語学院 韓国語文化教育センター
所在地	大韓民国 ソウル特別市城北区安岩洞
受入れ可能人数	制限なし
実習実施期間	海外韓国語実習I 3週間 (8月中旬から9月上旬) 平成24年度は8月20日～9月7日に実施
	海外韓国語実習II 3週間 (3月上旬から3月下旬) 平成24年度は平成25年3月4日～3月22日に実施予定